

第3回世羅町議会定例会会議録

令和6年9月20日
第5日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第3回世羅町議会定例会 (第5号)

令和6年9月20日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|---------------|--|
| 第 1 発委第 3 号 | 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則 |
| 第 2 発委第 4 号 | 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 議案第 79 号 | 財産の取得について |
| 第 4 議案第 80 号 | 世羅町特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する
条例の制定について |
| 第 5 議案第 66 号 | 令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 議案第 67 号 | 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について |
| 第 7 議案第 68 号 | 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出
決算認定について |
| 第 8 議案第 69 号 | 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 第 9 議案第 70 号 | 令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決
算認定について |
| 第 10 議案第 71 号 | 令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について |
| 第 11 議案第 72 号 | 令和5年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について |
| 第 12 陳情第 6 号 | 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について
(お願い) |
| 第 13 陳情第 7 号 | 「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関
する要請書 |
| 第 14 発委第 5 号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について |
| 第 15 発議第 1 号 | ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適
正な診療上の評価等を求める意見書提出について |

- 第 16 発議第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見
書提出について
- 第 17 総務文教常任委員会報告
- 第 18 産業建設常任委員会報告
- 第 19 議会広報広聴常任委員会報告
- 第 20 議会改革調査特別委員会調査中間報告
- 第 21 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番	高橋公時	4 番	矢山武
3 番	上本剛	6 番	田原賢司
5 番	向谷伸二	8 番	松尾陽子
7 番	藤井照憲	10 番	久保正道
9 番	徳光義昭	12 番	米重典子
11 番	山田睦浩		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	山崎誠	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	垣内賢司
商工振興課長	山口徹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	市尻孝志	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
嘱託書記	貞光有子		

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 発委第 3 号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則 を
議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 発委第 3 号

世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により
提出する。

令和 6 年 9 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

提案理由でございます。

地方自治法改正に伴う標準会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開会することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、現在の社会情勢に照らした文言等の整理を行おうとするものでございます。世羅町議会会議規則を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、次ページ以降につきましては、先の委員会で確認していただいていると

ころでございます。

世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則

世羅町議会会議規則（平成16年世羅町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「第130条」を「第129条の2—第130条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは、」を「認める場合は、会議に宣告することにより、」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第85条中「第32条」を「第32条第1項から第3項まで」に改める。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第19章中第130条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書

等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条第1項、第92条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下

この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第129条の3 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第3号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則は、原案のとおり可決されました。

日程第2 発委第4号 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番(山田睦浩) 議長。

○議長(米重典子) 11番 山田睦浩議員。

○11番(山田睦浩) 発委第4号

世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

提案理由でございます。

地方自治法改正に伴う標準委員会条例の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開会することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行おうとするものでございます。世羅町議会委員会条例を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、条令文につきましては先の委員会で確認しているところでございます。

世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例

世羅町議会委員会条例(平成16年世羅町条例第150号)の一部を次のように改

正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第2項から第4項までを削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「及び議会運営委員」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（開会の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条第1項中「委員会」の次に「（第13条の2（開会の特例）第1項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条の2第3項中「文書」の次に「等」を加える。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第4号 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第79号 財産の取得について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 追加議案1ページをお開きください。

議案第79号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

消防団用高視認性活動服購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和6年8月28日、有限会社ひらた 取締役 森宗 有香に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 一定の説明を受けたわけですが、今回こういった形で補正というか、年度途中で提案がなされる。当初3月の当初予算におきまして、こういった説明を受けたところでありまして、消防服に関しては、既存のものを利用しながら新入団員に対して配布すると。今の団員がもし服が破けたりどうかして換えてほしいといった場合には新しいものに換えてもらえるんですかと私、質問いたしましたら、いいえ、既存にあるものと変更で新入団員に対してのみ取換えをしますと、このような答弁をいただいたところでありま

す。それが今回このような新基準に対応していない。まずひとつはこの新基準とは何が新基準なのかお尋ねいたします。

そして今回この緊急的にこの時期にこの服を換えなければいけないのはなぜでしょうか。あせったことがなければこういったのは来年度当初予算に組込んで精査されるのが従来であると思えますけれども、こういった時期に急遽されるというのはどういった理由があるのか。

もう1点は、この財源ですよ。今回何か急な財源が入ってこの服が国や県の予算とリンクして早急に換えれば何か得があるのか。そういったことで今回提案されたのか。今回提案された理由というのが全く掴みどころがなく、非常に不可解であります。ですから、こういったタイミング、この時期での服の購入。当初描いていた町のビジョンで言いますか、町が説明したことと180度内容が変わっております。なぜでしょう。お尋ねいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。この調達にあたりましての考え方でございます。これまでの経緯を含めてご説明をさせていただきます。

この現行の活動服につきましては、既に調達から年数が18年経過しておりまして、基準も新たになっているということで、新たな発注をしても業者からの納入が難しいと。特注でないと調達ができないというような状況になっておりまして、できれば早く調達していきたいというところではございましたけれども、なかなか財源的なものもございまして、一度にということはかなり難しかったものでございます。こうしたなか、新入団員につきましては、もう新しい基準のものを、他の団員とは異なる形ですが、今年令和6年の出初式から使用していただいているところではございまして、他の団員は既存のままという状況でございまして。こうした状況がございまして、令和6年度の当初予算において全団員の予算を措置させていただき、今回調達に入らせていただくという状況でございます。

またタイミングでございまして、発注にあたっては実際の調達数と団員数に大きな開きがあってはいけないということになりますので、なるべく余分な在庫を抱えないような形で、必要数を把握したいと考えてまいりました。

令和6年に入りましてから各団員からの調査を行っておりまして、各団員のサイズであったり、人数 そういったものを精査して積上げた形で発注をしてきたということで、この入札の時期となったものでございます。

また財源につきましては、当初予算では、個別の財源は見込めないものでございますので、一般財源として全額を計上させていただいておりますが、その後、補助金の申請を行っております。消防庁の補助金がございます、消防団の設備整備費補助金というもので、消防団救助能力向上資器材の緊急整備事業というものがございます。これを要望し内示がきております。その額が311万6000円というような枠で内示がきておりますので、これを交付決定の手続きと共に、この後補正予算等に計上してまいりたいというふうに考えております。またこの補助金以外にも財源といたしましては一般財源につきまして、特別交付税の措置が取られるという仕組みが整ってございますので、こちらもしっかりと交付税の措置の対象となるように事務手続きのほうとってまいりたいと考えているところでございます。

▼高橋議員：【「基準に満たないというのは。」】

○議長(米重典子) 新しい基準はということですか。

▼高橋議員：【「そうです。今の制服はどう基準に満たないのかということですか。」】

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(米重典子) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) 説明が充足しておりませんでした。追加で説明をさせていただきます。

新基準につきましては、平成26年に改められて、新たな基準が消防庁から示されてございます。その内容は機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資するという観点から、先ほど申しましたオレンジ色の配色が強めになった、視認性の高いものに基準が改められております。現在のものと比べて明るさが非常に強いというような印象を受けるものでございます。基準は順次示された基準に更新の段階で各消防の団員であったり、消防署も基準に合わせてきているところでございます。このたび18年ぶりの世羅町の活動服の更新にあたりましては現行の新基準に合わせてまいりたいというふうに考

えているものでございます。また製品の調達も昔のものはもう既に調達が難しいということでございまして、今後の調達は新基準のものですべて行っていくということになってございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 何点かお尋ねいたします。回答の中に矛盾がありますので、新基準になっていきますので、旧来のものが調達が難しいと。まずお伺いします。今、団員、当初はたぶん600から700名程度ありましたので、そういった団員数の服が確保されておると思っています。現在たぶん500数十名であります。在庫としてもかなりの在庫を抱えていると思っております。今後この消防団も人口と共にそんなに伸び率がないと思っておりますので、当面の間はこの在庫で賄えるもので、新規発注する必要は全くないと考えます。ですから先ほどの答弁は全く意味をなさないです。私がもうひとつお伺いさせていただいたのは、制服が使えるのかということです。今の消防服が何が違反で、何がどういけないのか。今の答弁でありましたら、新しいデザインになった。こうなったという答弁はいただきましたけれども、今の基準のものがなぜだめなのか。私も消防団員でありますし、服はいただいております。十分に着れるものでありますし、別に今着ているものがどこが不備があってどこがどういけないのか。新しいものに換えていただこうと思えばクリーニングに出して、総務課にいけば新しいものと換えていただけます。何の不備もございません。現存の服をどのように処分されるのか。また新しいものを更にお買われて、この600万が一般財源と言いました。300万はなんか補助金が使えたら。もうひとつちょっと聞きますよ。当初3月の当初予算に入れているのであれば、総務課としては全発注をそのとき、新年度を迎えるにあたって3月当初に入れておるのであれば、団員に制服の採寸を聞くべきであります。当初予算が始まったとき、確か私、メールで来ていたので確認したら3月中旬から終わり、この時期に初めてこういった採寸の情報を各団員に問い合わせをしております。新年度と言いますか、年が明けてそういった、今年の新入団員の方は確か着ていらっしやっただと思っておりますので、どうも整合性が合わない。途中で、当初は新入団員のみへの対応でやっっていこうという格好で思っていたのが、途中の段階で変わって全購入になっ

た。このようになっております。町長、首をかしげておられるのであれば、ご答弁ください。なぜ変わったのか。担当課で答えられないのであれば、町長が答えてください。矛盾し過ぎてますよ。お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まず基準でございますが、現行の新基準でないものは使用できないというわけではございません。旧基準であるものを現在も活用しているというところでございまして、今は他の消防団とも混在しているというような状況でございます。在庫のことにつきましては、現在 600 名弱の団員数ございまして、ご活躍いただいておりますけれども、やめられた方等のものは返却をいただいているところでございます。議員もご指摘いただきますとおり、クリーニングをして返却をいただいているというものでございます。

▼【高橋議員：「在庫はどのくらいある？」】

在庫数につきまして、何着という数字は持っていないわけですが、団員の入れ替わり等で、新規にご入団いただける方につきまして合うものをお渡しさせていただいているわけでございますが、なかなか再度使用するにあたっては、寸法であったり、またズボンでありますと丈等が調整してあったりといったところがあって、

▼【高橋議員：「当時の団員数？在庫何着なのか」】

申し訳ございません。当初の総調達数というものは把握しておりません。申し訳ございません。これまで定員数を段階的に減らしておりまして、当初は 800 とか、そういったくらいの団員数であったというふうに規模感でお答えをさせていただきます。そのとき調達したものを使いながら現在まできているところでございます。また発注の時期についてご指摘をいただきました。まず、令和 6 年に入団される方については令和 5 年度においても既に調達して新しいものを着用していただいている状況でございまして、当初予算編成のときに概算で予算のほう計上させていただき、実際の発注においては過度な着数の発注にならないように、実数を把握したいというふうに考えておりまして、3 月頃でございましたけれども、本団を通じて各班に個別のサイズとともに必要部数の把握を行ってきてまいったところでございます。それを集計する、それが

ら仕様を固めるといった作業行って、発注が8月での入札ということで進めてきているところでございます。

▼【高橋議員：「議長、もう1点答えられてない。変わったのはなぜか。最初説明いただいた折は新入団員のみ購入するという説明を受けていたのに、なぜ全購入になったのかというところが答弁がない。」】

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 追加で説明を充足させていただきます。調達におきましては、令和5年度で新入団員、そして令和6年度で全団員分というふうに当初から計画しておりまして、予算化におきましても令和6年度で全員分というところは変えておりません。その当時の説明が不十分だった点がございましたら、お詫び申し上げたいと存じます。

▼【高橋議員：「だめですよ。聞いたときに我々の分もだめになったら換えてもらえるのかと聞いたら、換えないと言った。そのときは古い分があるからそちらから使ってくれとちゃんと説明しています。議事録も残っていますよ。だめですよ。その答弁。整合性がありません。これは進められませんよ。」】

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明を申し上げます。既存の団員の活動服の交換につきまして説明が漏れておりました。申し訳ございませんでした。既存の団員の活動においては日々の訓練並びに水防活動等でご使用いただいているものが傷んだり、また破損したりというところが生じてまいります。そのときには現在抱えている在庫の中から速やかに調達する必要がありますので、既存のもので対応してまいりたいという趣旨でお答えをさせていただきました。新入団員につきましては、予定ができますので、しっかりした準備を行って必要部数を新たにワンセット調達するという対応をしてまいったところでございます。

○議長（米重典子） 新しいものとは交換できないということだったんですか。

▼【高橋議員：「最初の説明と、取り繕っているので整合性があってないんですよ。」】

○議長（米重典子） 説明はありましたから。ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 財源をお伺いするんですけど、当初予算で補助金をいくら見込んでおって、今回、300万余がいつ確定したのかというのを、内示が出たのかというのをお知らせください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 財源について改めてご説明申し上げます。当初予算におきましては、確定した財源が見込めませんでしたので、すべてを一般財源として予算を計上させていただいてきたものでございます。

その後、毎年ではございますが、各種の資器材の調達において補助金申請を行っております。このなかで、先ほど申し上げました消防庁の補助金の申請を行ってまいりました。このたびまとまった全団員分の調達というところも加味されてか、補助金の採択が届きました。それが7月でございました。それを持ちまして実際の数字等当てはめますと、300万円余の計算の補助金が見込める状況になったものでございます。またこの補助金の交付決定はいただいておりますけれども、金額につきましては実際の調達額において増減はしてまいりますけれども、まだこれから交付申請、正式な手続きに入ることですので、今回の最終の契約額が固まった時点ではきちんと予算措置のほうへ計上させていただき、財源の調整を行ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 予算にですね、特定財源を計上する際、まず補正予算が先行する必要があるんじゃないでしょうか。一般財源だから自由に使えると。そこへ特定財源を充てて予算の財源更正をしよう。そうすると、特定財源を振返るのが先じゃないのかなと思うんです。なぜなら予算執行にあたって、特定財源が確保できない限り予算の執行はできないんですよ。となってくると、特定財源を先に予算計上するのが筋であって、契約を先にしておいて後から財源更正というのは、これはやり方がまちがっているのではないかと。このよう

に思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員ご指摘いただきますとおり、特定財源が明らかである場合は、適正に財源のほう予算へ措置したうえで執行するべきものと考えるところでございます。

今回のこの消防の活動服の調達においては、予算編成時において全くその財源の手立てがつかないという状況でございまして、その後、国への申請等行ったうえで、今、交付の採択がされたという状況でございます。また、この調達におきまして、必要額というものをまだ正確には固まっておられません。実際のこの契約を整え、実際の調達が行った時点で全体事業費が固まるというものでございますので、今後手続において特定財源の額が決まってくるという状況でございます。まだ採択になるかどうかはわからなかったということで、当初予算のほうでは一般財源で計上せざるを得ないというところではございました。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この予算執行にあたって、特定財源の額が確定できないのに入札だけはして、最終的に予算確定したときに全部すり替えますと。こういう執行をやっていたら何でもできるじゃないですか。とりあえず一般財源充てておいて執行しておいて、特定財源が決まって、それから本来なら特定財源の額が決まって発注するのが筋なところを一般財源で立て替えておいて、自由に発注するというのはいかがなものかと思うんです。地方公共団体としてこれが正しいやり方かどうかを再度確認します。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） この予算執行のあり方というところをご指摘いただきました。予算執行におきましては、まず歳出の予算を計上したうえでそれに見合う財源をきちんと整えるという必要がございますが、当初予算編成においては、内示等も全くされてない。これから要求をするという段階でございましたので、当初予算の計上にあたっては調達主体が歳出予算に全額を計上させて

いただくしかなかったという状況でございます。ご指摘いただきますように、有効な財源しっかりと確保したいという考えのもと、補助金の申請を行い、今回内示が出たというところでございます。繰返しになりますけれども、きちんとした調達が目途が立ち、事業費が固まって正確な補助金額が決定していくという流れになっておりますので、遅滞のないように歳入予算に計上し、一般財源を圧縮するという手続きをこれから進めてまいりたいと考えているところでございます。

▼【藤井議員：「議長、質問に答えてないんですけど。これが正しいやり方かと聞いているんです。当初予算でね、わかってないから一般財源で対応しておいて特定財源が可能だから申請をしようとする手続きをこれから始めます。ですから、財産の取得の契約の中の納入期日を議論するのではなくして、そういう手続きがあってから、地方公共団体の契約は成立するんじゃないでしょうか。」】

執行するにあたっては特定財源の額が決まってから執行するのが筋ではないですかと確認したんです。その回答をお願いします。】

○議長（米重典子） 特定財源を決めるためには、予算がはっきりしないというできないという答弁もあったと思いますが、そのことについては。

▼【藤井議員：「聞いているのはですね、特定財源の額が決まってからこの財産取得契約をするべきではないかと聞いているんです。」】

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明いたします。この活動服の調達でございますけれども、きちんと財源が確定してから執行すべきではないかというご質問でございましたが、執行において全額一般財源で既に執行をし、その後、補助金が確定したという流れでございまして、補助金が確定するまで執行しないということでは調達がなかなか難しいということございまして、全額一般財源で執行しつつ交付決定をいただき、そこへ補助金が充てられるということで、予算執行の流れとしては、問題はないものというふうに考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) そもそもを聞きます。今、使える服があるのに、新たに購入する意義を教えてください。先ほど基準に満たないということがあるのかという私質問いたしましたら、今の服でも十分使えると。新基準はあるが、今の服でも使えるという答弁でありました。にもかかわらず、新たに購入をして、300数十万一般財源を使うという、今の服はどうするんですか。これからそういった町財政、また運営の考え方で物事の調達をしていくんですか。町長。もういい加減にしてくださいよ。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(米重典子) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) 既存の活動服の取扱いでございます。既存の活動服は、かなり調達から年数が経ち、傷みも出てきているというふうに考えているところでございます。使用につきましては、今後も予備としてそのまま貸与したままでご使用いただきたいというふうに考えております。運用につきましては、長期の災害での活動であったり、そういった濡れてしまったりといったようなこともございますので、予備では使用していただけるものでございます。また、退団をされる方については返却をしていただくということを考えてございますが、今すぐどうしてもすべてを換えなければならないというわけではございませんが、老朽化を考え、また団の一体感も必要でございますので、新たなものに更新をし、既存のものは、予備、またポンプ操法等の訓練が集中する期間等もございますので、そういったときに活用していただくというふうに考えてございます。

▼【高橋議員：「答弁がダブルスタンダードになってます。」】

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

▼【高橋議員：「議長、言わせてください。全然答弁になってないですよ。」
3回で終わりじゃないですか。】

○議長(米重典子) 今の高橋議員の質疑に対してはこちら側はそういう答弁をされて、それ以上の答弁がありますか。

▼【高橋議員：「話にならん。いいです、よろしいです。」】

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）財源のところは311万6000円の補助金ということで、特別交付税がついて実質の負担がどれくらいになるかというところを再度お伺いしたいと思います。

それと上着というのはジャンパーではないですよ。というのも、出初めとか冬季のときにやはり全員お揃いのジャンパー等があればいいのかなと思いついて、そういう意味の上着ということじゃないですよ。これは団員の方を見たときに、そういったものがあればよろしいのではないかという、個人的な見解も含めての質問でございます。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）ご説明申し上げます。まず財源のところでございます。補助金、また特別交付税の措置という点でございます。具体には国庫補助金、枠が300万円でございます、実際の調達額の3分の1が補助金となります。ですので、実際の調達額が今回の契約額で計算いたしますと235万円、またそれ以外の町での一般財源部分が461万700円となります。この町支出額の内、8割が特別交付税の措置ということになっておりまして、まるまる8割が交付税措置されますと、実質の町の支出は160万円余りとなろうかと概算ですが、計算をしているところでございます。また特別交付税の措置ですので、実際のその額が枠として確保できるというわけではございませんけれども、計算上としては、そういった金額が考えられます。

また上着でございますが、これは活動服が上下に分かれておりまして、その上着と下のズボンという意味でございます、上に羽織るものではございませんで、通常の着用の上半身分の扱いでございます。確かに防寒等で別な着衣があったらというところはあるんですが、そこまでの団での調達はしていないところでございます。

○議長（米重典子）ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 79 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 80 号 世羅町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 追加議案の 3 ページをお開きください。

議案第 80 号

世羅町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

世羅町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 20 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

町長及び副町長の給料月額を減額するため、世羅町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

本提案の趣旨といたしましては、先般来せら香遊ランド指定管理料に係る事

務事業につきまして、今定例会をもって一連の検証、指定管理料の返還手続きが整ったことからこのたび特別職2役についての減額措置を行い、組織的な自律を促すとともに、戒めとし、再発防止に向けての周知徹底を行ってまいりますのでございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今説明がありました。当初議会に説明された際に、議会のほうから町長に対して何らかのというのがあったと思うんですが、今回副町長、2役ということになっています。このなった理由と、あともう1点、説明の際、これも議会からあったと思うんですが、今、組織的にという言葉もあったんですが、このことを全課として、組織として共有されておられるのかというのが当時議会のほうからあったと思うんです。その2点についてお願いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうから、当初いろいろ説明をさせていただくなかで、私に対しての戒めについてもいろいろと議員のほうからもどうなるかという声もいただいたところでございます。当時私もその点については、特別職、いわゆる管理するものとしてかなりの責任を負うべきであるということで発言をさせていただいたところでございます。その後、さまざまな事務の検証を行ってきたなかにおいて、副町長のほうからも私もこのバトンタッチして以降の事務事業について、いろいろとなす術なくこのまま進めていたということは本人からもあったんですけれども、私のほうからは引止めをさせていただいたわけでございますけれども、本人の意思固くですね、そういうふうに関今提案になったわけございまして、ご本人のご意思がということもあったということでございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりも引続きご答弁を差上げます。町長から申し上げましたとおりのところでございますけれども、この業務に際しまして決裁長、町長並びに事務事業の総括長、副町長につきまして、組織の引締めと職員の責任ある業務遂行につなげるための自律自戒のこの提案でございます。組織全体として各セクションに留まることなく事務統括長の責務において、この後の適正事務の徹底に図ってまいりたいというところでございます。今回の事案につきましてさまざまな検証もいただきました。その内容を組織総体で共有し、各施策の事業展開におきましても皆様方の理解が得られ、説明責任を果たしうる根拠整理による業務執行、そのための組織全体の職員気質の醸成、そういった部分も含めまして、事務総括長において今後の責務を全うし、組織に周知徹底してまいりたい。そのうえでの提案でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全くだめです。今回の提案説明をきちっとしてください。3件あります。まずひとつせら香遊ランド指定管理料の支払いについて、どこでどういう不備があって、町長は最終的に今回の減額につながったか。これがまずひとつ。

2番目、道の駅世羅駐車場整備に関して勝手に水道料金を払っておった。このこともきちっと担当課説明してくださいよ。このやり方がまずかったから今回町長がこういう減俸になるということ。3つ目、これも大きいですよ。せら温泉の土地の賃借料、何回も何回も私言いましたよ。決算審査で。勝手に値引きしているじゃないですか。228万の支払い。中通し予算、これ議会にも諮らず勝手に町長のひと声で減額しているじゃないですか。コロナで困った事業者たくさんいますよ。なぜえこひいきするんですか。町長、町長、こういう町財政運営をやっていたら、町運営をやっていたらいけないと。なぜ今日ケーブル見ていらっしゃる方たくさんいらっしゃいますよ。ちゃんと内容を説明したうえで、ここ、ここが悪かったから、今回こういう措置をしますというのをきちっと説明してください。

▼【高橋議員：「ちゃんとつぶさにしてくださいよ。町民の皆さんはわかってないんですから、今の答弁だったら、全く。何のことか理解できてません

よ。議会だけです。理解できているのは。】

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) これまで議会に対して何度か説明もさせていただき、ご理解いただいているものと思っていたんですけども、再度ここでもそういう問題点についてお示ししろというご提案でございます。

香遊ランドの関係については長年にわたりいろいろとご心配をおかけいたしました。コロナ禍に入ったということで、その業者の方との連携もしっかり取れていなかったというところがこの事務の流れの中で見えてきているところがございます。協定のところというところでの支払い方をしたということであるが、しかし、協定どおりでないところについて明らかになってまいりました。請求がありきで支払うものという事務の流れがあったということございまして、総支払額の中で行っていけば良かったというふうな取違いをしていたという流れでございます。そういったところについては当事者の中で更にそこを引締めていこうということで、今回、問題点と今後の事務の流れについて議会にも先般、説明をさせていただいたところでございます。

また臨時駐車場の関係でございます。監査等でもご指摘いただいていたところございまして、実際の加入負担金につきまして、上下水道課の中で、収入未済となった過程がございました。このなかで当事者の会社としてまだその立地に社として進める、まだ話合いの中でございました。そのなかで町として水道を将来的に道の駅の駐車場側へつないでいくというなかのところを、協定と言いますか、企業誘致の観点から行ったということでございます。その際加入負担金の部分について、いわゆる上下水道課からは設置をしたので、そういった請求が起こってまいります。そこに対して払う場所がないということで、商工観光課の中でそういった納入を行う手続きに至っていたということでございます。今回で申しますと、そういった負担金については、以後、しっかり契約をして、そのなかで支払を求めるとするのが筋であったということでございます。今後においても企業誘致等で水道を引く場合もございましてけれども、しっかりそういった協定については行うなかで進めていくということになるかと思っております。

最後に言われましたせら温泉敷地の部分でございます。世羅興産という会社でございますが、土地賃借料について、いわゆる減額を、いわゆる要望がございまして、それについての要望に応えた形にはなっております。しかしながら土地所有者の安楽院様には、町費として年額の全額を支払っているということでございます。町が中に入っている転貸案件ということでございますので、本来であれば、支払うものと受取るものが同額でなければならないということがございます。いわゆるそういった減額という形ではなく、町としては補助金としては支援することが適切であったということで、その事務の流れについては、これは不適切であったというふうに当時を遡って考えますと、そういうふうに事務の流れについてあったということでございます。それを受けまして、私のほうから先般申し上げましたように、職員についても懲戒についての諮問をさせていただいたところでございます。

その諮問については答申がきておりまして、その答申の中身を受けまして、この3点について、いろいろと調べていただくなかで、全体の総体、この3点を含めました総体の中ではやはり管理者責任を問うものであるというふうに私のほうに答申が返ってまいりました。これを受けまして私もこれについては減額、給与減額についてお示しをさせていただこうということで、出させていただいたわけでございます。この3点それぞれ事務がうまくいってないというところを監視するものとして、しっかりそこは適切になされていなかったということで今回の提案をさせていただいております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 細かな説明ではないですけども、再度聞きますよ。今回のこの提案について、ここに課長皆さんいらっしゃいますよね。皆さん勿論存じ上げていますよね。この内容のことは。知らないという方はいらっしゃいませんよね、勿論。町長もちゃんと議会の後に課長には報告してますよね。こういったことを。今日この議案書出てきて誰も知らないということはありませんよね。確認しておきますよ。

それと今回起こったこの3件。令和2年のことです。副町長、関係ないじゃないですか。今、さも自分が関係ありげな答弁をしましたよね。町長、傍らに

副町長、私も責任取ります。何の責任があるんですか。当時はそこは前任者が、まず1件目、香遊ランド、これ前任者ですよ、全く関係ない。当時建設課長ですよ、あなたは、副町長は。次の分もちよつとは絡んでますが、結局決めたのは前副町長ですよ。執行にあたって監査委員意見書が出たときに副町長になっただけですよ。最後の土地の関係、これも前副町長ですよ。全く関係ないじゃないですか。町長は全部関係あります。あと当時の担当者、どういう処分するんですか、これ。町長が全部かぶって終わりなんですか。ちゃんとかういった案件、総額何ぼ世羅町に損害を与えていると思っと思っていますか。それも聞きますよ。最後の分は114万円きれいに明確に全然埋めてませんから。全くマイナスです。一番最初の分は約500数十万、返ってきて調停が終わったら150万、当日やめられた日に100万円のコロナ支援金も渡してますよね。コロナ支援金渡した、100万円渡したその日にやめているんですよ。そういったことも加味してトータルで500万円以上町に損害を与えておいて、町長の今回のこの出してきた案というのは何ですか。1カ月の1割減俸って。全く整合性が合いませんよ。ちゃんとしてくださいよ、もう。3期目最後にもなりますが、きちんと町財政運営してくださいよ。町民をばかにするにもほどがありますよ。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) いろいろと議員のほうから言われましたけれども、金額がこれでは少ないんじゃないかという表現にも捉えたんですけれども、説明の段階でいろいろと私も責任を負うという発言をさせていただいたときに、確か高橋議員だったと思うんですけれども、2、3万円減額しとけばいいんじゃないかという声を出されました。これは金額を議員から言われるというのはそれはないかなと思っっていたんですけれども、今回、地方自治法の中で、当月に関わる減額の部分については他の市町にも時々マスコミ等でも載ってますけれども、地方自治法の中では10分の1という流れがあります。それを何か月かにするというのがこれまでの戒めというところでの減額が決まっているというところでございまして、今回、それ以上の月数を書くことは今回はちょうど控えさせていただく時期にあるかなというところで書かせていただいているところでございます。戒めを受ける部分は、議会にもこれまで何度となく説明を

させていただきましたけれども、これが最高額であるというところで、金額の部分、確かに香遊ランドの部分で払って返ってきたお金という部分もありますけれども、実際これは調停に入ったというところで、さまざまな数字を洗い出しております。これまで既存施設へいろいろ投資をいただいた部分等も含めたなかで、そして合わせて裁判所からの提案があったものをしっかり加味した金額ということで、公というか、そういうきちとした場で決めていただいたというふうに捉えているところでございます。

▼1番（高橋議員：「動議の提出をします。」

○議長（米重典子） 待ってください。答弁がまだあります。

▼1番（高橋議員：「それは後でいいです。動議の提出をします。町長の答弁にうそがあります。」

○議長（米重典子） 待ってください。質問されたのは高橋議員ですので、その答弁は受けてください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続いて私より、高橋議員から私の着任時期或いはそのタイミングについてのご質疑をいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘いただいた点でございませうけれども、私の着任時期は令和3年2月19日からでございます。令和2年の春、4月、5月の時期に発端を起し、その後の業務、また3点の案件がございましたけれども、2点目につきましても、おっしゃっていただきましたように建設課長の時代でございました。3点目につきましては令和2年度に属します令和3年の3月定例会において補正予算で表したところの部分もございまして、多少時期については少しではございますが、そこは重複しているところもございます。しかしながら全体を通じまして、事務事業の総括者として令和3年2月に後半から着任をしておりますけれども、具体的な進展、また解決、和解調停の議案提案等に至ってまいりましたのはその間2年余りの歳月が経過をしております。現在に至ることなく、早期に解決、またその解消にあたっていくべき任というのは私自身にもあったと認識をしております。重ねて申し上げるところでございませうけれど

も、この業務全体が組織として行ってきたなかで、事務総括者としての責を受ける者として、この提案をもとに今後しっかりと組織全体に当初予算編成、或いはその節々において反復し、周知徹底をしてまいる。今までにもその責務があったと認識をするなかで、今回の提案に至ったところでございます。

▼高橋議員：「議長、動議の提出です。謝罪させてくださいよ。訂正の」】

○議長（米重典子） 動議の内容は何ですか。

▼【高橋議員：「町長の発言のうそですよ。訂正と謝罪をしてください。どこでどういうふうに言ったのか。2、3万減額せえというのは、誰がどういったんですか。どの会議で言ったんですか。」】

○議長（米重典子） 暫時休憩とします。

暫時休憩 9時59分。

再開 10時01分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

ここで休憩といたします。再開は10時20分といたします。

休憩 10時01分

再開 10時20分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。先ほどの町長の答弁の中で高橋議員のほうから異議があるということですので、改めて再度高橋議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど奥田町長の答弁であたかも私が言ったように数万円まければこの議案は通るといふようなところでその発言をされて、町長はなぜそういうことをここで言うんですか。きちっとした本会議の場、もしくは委員会の場、そういったところでのお話で、議事録があるのなら出してください。だろうそうろう、思いでこういった本会議の場で発言をしないでください。訂

正と謝罪を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私の先ほどの発言の中で香遊ランドについての説明を2回行わせていただきまして、その際に私のほうで、そういう受け止め方をしたものでございまして、先ほどの発言については公式の場ではなかったということに改めて先ほどお聞きしたところとございまして、私もてっきりマイクが置いてあったもので、そういうふうに勘違いしてございました。そういった場での発言については私のほうで勘違いしたということで、私のそういう発言については訂正をさせていただき、高橋議員には不快な思いをさせてしまいましたことをお詫び申し上げます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 謝罪はきちっと受け止めますけれども、ありもしないことを言わないでください。今、ありもしないことをあたかも私が言ったように発言をされたので、もう一度言います。ありもしないことを言わないでください。私かなり不快になってます。これ1回じゃないです。前も訂正をして。

○議長（米重典子） 高橋議員、今、訂正と謝罪を受けられたということで。

○1番（高橋公時） いいえ、今の発言はそうなってません。前も同じことを言いましたよ。発言してないことに対して僕がそう受け取ったからそれをそのまま発言する。本会議場ですよ。なめないでください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） その場に居合わせたものとして議会といろいろと説明をさせていただくなかで、高橋議員があたかも言ったような発言をしてしまったということで、その点については、訂正をさせていただければと思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 先ほど副町長の減給のところがあったわけなんです、

自ら律するということは大変だと思うんですが、特に先ほどからの質疑の中で当時の当事者でなく、決裁者でもない、合議者でもないなかで、事務事業の総括者として事にあたっていくというのは当然すべきだろうと思うんですが、極端にこれが事例となって、後任の方がすべて責任を負うような形になって、本来そこを再認識して再度やり直す姿勢というのが副町長以外の課長にも今度当てはめられて、減給になるのであれば、敢えて問題を提起するのをやめようかなといったことになっていけませんので、当然、当時携わった者が処分を受けるのはわかるわけなんです、後任の方がそういった形で減給ないし、必要以上の処分を下されるというところがいかななものかと。自らやられたのでそれについてどうこういうところではないんですが、これが事例となることがあるとはどうなのかなというところがございます。ほかの諸々の事業においても、分担金であったものが私債権でというのが後任の方によって判明したと。当時それに携わっていた従事者がどうであったのかといったところは不問になっています。そういったところが本来適切に今、対応しているものが罰を食うような組織のあり方ではいけないよというところがありますので、その点の姿勢のところを伺いたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 田原議員からのご質疑に私よりお答えをさせていただきます。まずはご示唆いただいたところでございますけれども、このようなケースを二度と起こさないというのがこれは最重要課題でありまして、この繰返しはしないということをもってしっかりと徹底をしまいたいと思うところでもございます。このたびのこの提案を通じまして、事務事業のほころびが大きな影響と、また深刻な結果を招くということ、ここを組織全体として腹に据えて取り掛かりたいと受け止めているところでもあります。ご示唆いただきますように、過去のを現在でということが起こらないためにもこのたびのご示唆いただいたところ、またご指摘を賜ってきたところ、そしてこの提案を通じて取組んでまいりたいとそのように考えております。ご懸念をいただくところについては、それが繰返しにならないよう、またそれが定例化しないようにしっかりと取組んでまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点だけ確認させていただきたいと思います。まず今回の処分が副町長と町長と2人と。実務をした人は省かれていると。こういったときに一般的に公益通報という、公務員には身分を守ってもらう、今、兵庫県のほうで大きなニュースになってますけれど、要は何ぼ上から指示があってもそれが公益に反した場合にはそれは担当者としたら、当然拒否すると。こういう行政の空気がないと、私の命令ですと言ったら何でも通る、こういったよほど行政をしていたのでは将来世羅町が衰退していく。町の行政が停滞していく。先ほど副町長、ほころびと言われましたけど、ほころびではなくなってしまう。このように思うんです。したがって町長、副町長の処分、これは何を意味するかといったら、私が指示したからこういう事件が起こってますよ。だから職員のせいではありません。事務事業の総括の副町長と指示した私、町長が全責任を取りますと。こういった受止め方をしたいんですがよろしいでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 藤井議員より質疑をいただいたところでございまして、ご示唆、またおっしゃられたところについては私、同意見でございます。この機会、この提案、そしてこの事象をしっかりと、またご指摘いただきましたように公益通報というのは尊いと言いますか、事務としてなくてはならないものでございます。風通し良く、また事務事業で懸念があるところは、いわゆる上司、その後輩、先輩を問わず、おかしいところはおかしい、これはどうなのか、そういった指摘ができる機運を醸成していくということも踏まえまして、このたび決裁者、決裁長である町長、また事務統括者である副町長、ご提案申し上げ、これをしっかりと組織全体で受け止めていく、再発しないというところを。そしてほころびというところに気づくという観点、それをしっかりと踏まえてまいりたいと思うところでございますし、徹底してまいりたいところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 80 号 世羅町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 66 号 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、日程第 11 議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「7 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「7 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 山田委員長。

○11 番（山田睦浩） 令和 6 年 9 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

決算審査特別委員会
委員長 山田 睦浩

決算審査特別委員会審査報告

9 月 6 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 66 号から議案第 72 号までの 7 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和6年9月6日（金）午後4時5分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、
松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 審査事案
 - （1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。
互選結果は、委員長 山田睦浩 委員、副委員長 高橋公時 委員
 - （2）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。
（要求項目 25項目）

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和6年9月13日（金）午前9時開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、
藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、（米重議長）
- 4 説明員 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務
課長・町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・産
業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・せらにし
支所長
教育長・学校教育課長・社会教育課長
代表監査委員・議選監査委員
- 5 審査事案
 - （1）議案第66号 令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
 - （2）議案第67号 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
 - （3）議案第68号 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算
認定について
 - （4）議案第69号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- (5) 議案第 70 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 議案第 71 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

6 審査概要

本委員会に付託された議案第 66 号から議案第 72 号までの 7 件の議案に関し、当委員会を 9 月 13 日の 1 日間開会し、質疑を中心に審査を行った。

(1) 9 月 13 日 (金)

令和 5 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたかを審査の視点に置き、提出された令和 5 年度歳入歳出決算の「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行った。

つぎに、一般会計歳入全般についての質疑を行い、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑を行った。その後、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計（令和 6 年 3 月末打切り決算）の 5 会計について、一括して質疑を行った。

引続き、公営企業会計の公共下水道事業会計に関する質疑を行った。その際指摘があった訂正箇所については、一部訂正を本会議において許可された。その後、総括質疑を行った。

(2) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、歳入歳出予算の適正な管理、収入未済額の収納に向けた適正な事務処理、監査委員からの指摘事項の対応、財政運営の現状と今後の見通し等に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、被保険者の所得があまり伸びない中、物価高騰などによる国保運営の厳しい状況、及び町財政の経営資源の効果的活用、効率的な事業推進の取組並びにIRU契約に基づき積立てられた世羅町情報通信放送施設運営基金による修繕費及び更新費用の平準化について質疑が行われた。

7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定した。附帯意見は次のとおり。

令和5年度決算審査附帯意見

- (1) 歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。
- (2) 事業執行にあたっては、監査委員の意見を真摯に受け止め、尊重されたい。
- (3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。

その後、本委員会に付託された7会計の決算について、委員会としての採決を行った。

議案第66号 令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第67号 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第68号 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第69号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第70号 令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

- 議案第 71 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について 認定すべきもの(賛成全員)
- 議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

以上で決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第 66 号 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について 討論
はありませんか。

○4 番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4 番 矢山 武議員。

委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論で。

○4 番(矢山 武) はい。それでは令和 5 年度一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。その後特別会計或いは公共下水についても関連性がありますので、併せて反対討論を行いたいと思います。

物価高騰による暮らしが大変厳しい状況の中で、今、自治体が国に言いなりではなくて、暮らしをどう守るかということが問われており、どんどん農村の高齢化や過疎化が進み、空き家が増えるなかで、待ったなしの状況であります。

年金についてはマクロ経済スライドで物価は上がってもそういうなかで年金は上がらない。こういう状況が続いております。百年安心であるのは国の財政がどんどん厳しくなるなかで、負担を増やすことができる、こういう財政の安心ではないでしょうか。保険料は、医療介護などサービスが増えることによって保険料が引き上げられ、また負担率についてもこれから 75 歳以上 3 割負担を増やす動きも強まっております。介護サービスの負担についても、現在の 1 割から 2 倍に引上げる動きも強まっている状況であります。

また国保については県で全体の運営がされておりますが、サービスが周辺部では非常に十分な治療は受けられない状況であるにもかかわらず、保険料は統

一保険料が強行されようとしているところであります。

農業については、これまで繰返し申し上げてまいりましたが、2000年から2023年までに基幹的農業従事者は117万人減となり半分になりました。お年寄りが細々と頑張っている状況が多く見られ、あと何年農業ができるかという状況で、限界集落はどんどん増えていこうとしております。耕地面積は483万ヘクタールから53万ヘクタール減少して、現在429万ヘクタールに減っております。

米価については今年は米不足の中で30キロ2000円余りの引上げになっておりますが、これで安心できる状況ではなく、米価の高騰によって今後、その反動として消費が上回れば暴落が心配をされるという状況であります。きちんと再生産が維持できるような米価の安定化が求められるところであります。現状では米を作って平均的に労賃は1時間10円という状況になり、世羅町においても農業の赤字については、法人を除くと3億円にのぼるという状況にあります。耕作放棄地はどんどん増えている状況の中で、待ったなしの経営支援が必要であると考えているところであります。私がかつて1町ちょっと余りの耕作をしておりました。耕作をやめた田んぼについても全部耕作放棄地になっている状況です。どんどん周辺部から増えて、そして空き家も増加をしている状況であり、これらの対策をするためにはいろんな基金を有効活用して、暮らし、農業を守る対応を強める必要があります。圃場整備をした田んぼについては、これまでも繰返し言ってきましたが、基盤整備によって地下水が上がって暗渠はしてあっても、なかなか機械がうまく入らないという田んぼも見られますし、作業が非常に難しいという田もあるところであり、こうした暗渠への補助や、また機械への補助についても、法人と同じようにできないにしても一定の支援をして農業が続けられる、農業のための対応を考える必要があります。

また公共下水については、質疑の中でも言ってきましたが、一般会計からの多額の繰入、これで今後の運営が大変心配をされると思います。これらの改善、特に下水道整備区域内の枡を設置をされてない人の接続を計画的にきちんと考える必要があると思います。町の枡の設置に対して50何%とかいつも言われるわけですが、枡の設置そのものが非常に少ない状況で、このまま接続を促しても施設のフル回転には届かないと思われるところであります。今後の

収支をきちんと示して、住民の理解を得る必要があります。そのほかいろんな点について質問をしてまいりましたが、特に監査委員からの指摘等についてもきちんと改善をする必要があると考えるところであり、先ほども調停を巡る1割の減額ということが決まりましたが、私はこの特別職の1か月余りの減額では住民の理解は得られないというふうに思います。住民本位の公平な町政、住民が希望の持てる町政を求めて反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。賛成討論です。

○7番（藤井照憲） 議案第66号の令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定に対し、賛成の討論をいたします。

議長からは一般会計歳入歳出決算認定に限り意見を求められておりますので、賛成の意見として皆さんにお伝えします。

皆さん、一般会計の歳入はどうでしょうか。私は、収入済額の対予算比は99.3%、また調定額に対しては99.6%、この率は非常に高い努力があって収入が確保されております。これが表れたのが数値であります。

一方の歳出はどうでしょうか。町民の暮らしと、生活に関わるインフラの整備、更には、安心して安全に暮らせる福祉予算など、議会が認めた予算に対する執行済額の率は96.1%です。特に評価したい点は、折角確保した予算が使われない不用額、この不用額の多くが一般財源です。前年度4億円余りあったものが今回の決算認定である令和5年度では、2億5000万円、大きな縮減が図られております。議会が求める縮減には、度重なる審査意見を反映し、成果として表れているものと思います。引続き、予算の適正な執行に努めていただきたいと思います。

皆さん、財政の収支はどうだったでしょうか。財政指標では経常収支比率は94.5%と財政の硬直化が高まっております。実質公債費比率及び将来負担比率は共に、早期健全化基準を大きく下回っておりますが、なかでも経常経費充当一般財源の歳出は、人件費、公債費及び扶助費の増加による義務的経費の総額の増加47.9%、対前年比は0.6ポイント上昇しています。義務的経費の増加は、今後も増加することが見込まれるため、財源を確保するため、補助金など

の見直しが必要に思います。

また、中期財政計画では、実質単年度収支の赤字が続いております。実質単年度収支の黒字化に向けて歳入の収納対策、及び歳出予算の適正化を図っていただきたいと思います。

監査意見の中から、特に取組んでいただきたい点をピックアップして申し上げます。

行政経費を可能な限り抑制し、メリハリのある行政運営行い、公共施設は経営の視点から見直し、民間活力の導入を促進すべきと思います。

皆さん、地域に賑わいが戻っていると思いませんか。地域経済の活性化は待ったなしだと思います。

一方では、人口減少、少子高齢化を止めることはできません。限られた財源を有効かつ効果的に使わなければなりません。

引き続き、財政の健全化に努めて頂くのは勿論のことですが、町民の思いやご要望をしっかりと受止め、理解と協力を得ながら、町民の満足度及び幸福度の向上にご尽力されることを要望し、賛成の討論とします。

○議長(米重典子) ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 66 号 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 66 号 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 67 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 67 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 67 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 68 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 68 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 68 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 69 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 69 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 69 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 70 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 70 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 70 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳

入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 71 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 71 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 71 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

したがって、議案第72号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

この際、日程第12 陳情第6号 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い） から 日程第13 陳情第7号「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関する要請書 までの2件 を「一括議題」とします。

日程第12から日程第13までの2件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

最初に、陳情第6号について、報告を求めます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○1番（高橋公時） 総務文教常任委員会審査報告を致します。

9月4日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

1 開会日時 令和6年9月10日（火） 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子

4 審査事項と結果

（1）陳情第6号 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について
（お願い）

陳情提出者 世羅町大字西上原
自治労世羅町職員労働組合
執行委員長 山田信夫

陳情の趣旨 2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保

まで含めた地方財政を実現するよう、政府に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「地方財政を国に訴えていくということで賛成である」などの意見が出された。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第7号について、報告を求めます。

○1番（高橋公時）

（2）陳情第7号 「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関する要請書

陳情提出者 広島市南区金屋町
広島県保険医協会 理事長 長谷 憲

陳情の趣旨 現行の健康保険証を廃止する政府方針の期日が迫っている。政府が行った「総点検」後も、マイナ保険証によるトラブルは解消されておらず、医療機関窓口事務に支障をきたしている。

健康保険証廃止により住民の医療を受ける権利が損なわれかねない事態を危惧するとともに、医療・介護のみならず、保険者・行政の現場にも過大な負担を課すことが懸念される事項があることから「健康保険証の継続使用を求める」意見書を提出して欲しいという要望。

委員の議論 委員からは、「デジタル化してマイナンバーにこれから様々な機能が付加されようとしている。推進すべきであるため反対である」との意見や、「以前、他団体からも同じような内容の要望が提出されており、その際も不採択であった」などの意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○1番(高橋公時) 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第6号 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について(お願い)の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について(お願い)に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第6号 2025年度地方財政の確立に関する意見書の提出について(お願い)は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第7号 「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関する要請書 の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関する要請書に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第7号 「現行の健康保険証の継続使用を求める」意見書採択に関する要請書は 委員長報告のとおり不採択とすることに決定されました。

日程第14 発委第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 1番(高橋公時) 議長。
- 議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。
- 1番(高橋公時) 発委第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)とする。

令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 総務文教常任委員会
委員長 高橋 公時

提案理由でございます。

地方公共団体は、少子・高齢化対策からDX化、物価高騰対策まで多様な課題に直面している。自治体システムの標準化や大規模災害対策も求められる中、人員不足と職場の疲弊が深刻化している。「骨太方針2021」による財源確保だけでは、増大する行政需要に十分対応できない。地域社会の持続可能性を確保するため、より積極的な財政措置が不可欠である。地方財政の充実・強化に関する意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

- 議長(米重典子) 意見書については、事務局に朗読させます。
- 事務局長(黒木康範) 議長。

○議長（米重典子） 事務局長。

○事務局長（黒木康範） 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対策も迫られる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで、「骨太方針 2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財政確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、次の事項の実現を求めます。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

○1番（高橋公時） 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月20日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 発議第1号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価

等を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。意見書の提出先は、厚生労働大臣、国土交通大臣、文部科学大臣とする。

令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	松尾 陽子
賛成者	同 上	高橋 公時
賛成者	同 上	矢山 武
賛成者	同 上	田原 賢司
賛成者	同 上	藤井 照憲

提案理由でございます。

脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の適用に向け、適切な措置を講ずるよう国に要望するため、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） なお、意見書については事務局に朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 議長。

○議長（米重典子） 事務局長。

○事務局長（黒木康範）

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく障害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッド

パッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約 10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 20 日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがいまして、発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書提出について を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 発議第2号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣とする。

令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	松尾 陽子
賛成者	同 上	矢山 武
賛成者	同 上	田原 賢司

提案理由でございます。

令和3年6月の最高裁大法廷において、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、制度のあり方については国会で論ぜられ判断されるべきであるとされたところ

であるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。よって、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を国において行うことを求める意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長(米重典子) 意見書については事務局に朗読させます。

○事務局長(黒木康範) 議長。

○議長(米重典子) 事務局長。

○事務局長(黒木康範)

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度のあり方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

○8番（松尾陽子） 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月20日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがいまして、発議第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書提出については、原案のとおり否決されました。

日程第17 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。最初に行政視察の報告からお願いします。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○1番（高橋公時） 総務文教常任委員会行政視察調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和6年7月23日（火）～7月24日（水）
- 2 視察場所 （1）高知県佐川町総合文化センター 教育委員会
（2）愛媛県内子町役場内子分庁 4階委員会室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 視察項目 （1）高知県佐川町 奨学金返還支援事業の取組について
（2）愛媛県内子町 インクルーシブ教育の取組について
- 5 調査内容及び結果

（1）高知県佐川町（7月23日（火）午後1時30分～）

人口減少対策としての奨学金返還支援事業の詳細や、その効果について今後の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢等

佐川町は高知県の中西部、高知市の西方約26kmに位置した温暖湿潤な盆地状の町。高知市中心部まで車で約40分、JRの特急列車1本で約30分と程よい距離にあり、高知市内に通勤している人も多い。また町内にJR土讃線の駅が5駅もあり運転免許がない方にも安心。人口約12,000人、植物学者である牧野富太郎の出生地でもあり、その名が付けられた「まきのさんの道の駅・佐川」では、食事や特産品を買い求め平日でもお客様で一杯であった。平成の大合併はしておらず、棚田や茶畑など懐かしい風景を残しながら、病院、学校、文化施設、スーパーなどもそろったコンパクトタウンで便利な田舎暮らしを楽しめる町である。

イ 奨学金返還支援事業の導入の背景・経緯について

大きな背景として、子育てしやすい町を掲げており、給食費の無償化（令和4年度から）保育副食費の無償化（令和4年度から）保育料減免、15歳まで医療費無償（6年度18歳まで拡充）、平成30年議会から奨学金（主

に返還免除型)について質問があったが対象者の絞り込みや財政面から実施されずにいた。再度、令和3年6月議会一般質問、返還支援制度について実施が提案された。特別交付税の措置率が充実(当初25%→50%)実施するだけではなく門戸を広げた形(町外からの受入れ)での実施を提案。町在住は前提として、就職の要件など検討のうえ、令和4年度開始に向けて取組む。令和4年2月要綱制定。令和4年度4月より事業開始。

ウ 導入にあたっての問題点について

- ・財政的負担・・・交付税措置は、対象経費の50%

当初想定は、10件240万円(初年度)以降毎年5件ずつ増加

町奨学金の返還者は、毎年25人程度。日本学生支援機構の返還者数は不明。

- ・対象要件の検討・・・令和3年度検討時では、実施市町村は3団体。

いずれも域内在住、域内企業への就労の要件があり、申請者が1件～5件である為、就労の場所は問わないこととした。

エ 交付内容・決定者数と今後の課題について

財政的負担の継続と申請者・交付者の対象要件を変更した事もあり、当初想定(月額補助20,000円×12か月×10件=240万円)より増加。令和4年度交付者数23件 合計3,776,000円、令和5年度37件6,026,000円。助成内容(金額/期間)・・・20,000円×12か月×8年間=1,920,000円 佐川町内に定住しており、申請年度より10年間以上、定住する意思のある者。

移住、Uターンしてきたら、たまたま都合のいい制度があったでは効果が薄い。

【委員の主な質問】

問) 奨学金支援制度による利用実績・成果や、交付者と移住者との因果関係についての調査・研究はされているのか。

答) 14人/45人が移住者である。現在、令和4年度からの約2年間のデータではあるが、奨学金支援制度により、移住されてきたかの調査・検証

はまだできていない。今後、しっかりと調査・検証する予定である。
以上の様な質問を行った。

(2) 愛媛県内子町（7月24日（水）午後1時15分～）

インクルーシブ教育に関する取組みについて今後の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢等

平成17年1月1日に隣接する内子町、五十崎町、小田町の3町が合併し、現在の内子町が誕生した。人口は、約15,000人で内子町の中心部には、国の伝統的建築物群保存地区に選定された古い街並み景観が残り、また、中心部から少し離れると柿、桃、梨、いちごといった果樹栽培や観光農園が盛んな美しい農山村景観が残る町である。まちづくりのキャッチフレーズ「キラリと光るエコロジータウン内子」「住んでよし、訪ねてよし、美し内子」を掲げ町並みから村並み、そして山並みへと、これら地域資源を生かした活力あるまちづくりを積極的に展開している。町内には、幼稚園2園、認定こども園1園、保育園4園、小学校7校、中学校4校と県立高等学校が2校ある。

イ 内子町における特別支援教育について

(ア) 特別支援学級の設置・・・現在小中学校に約980人の児童生徒が在籍しており、令和6年度は、知的の特別支援学級が小学校5校5学級13名、中学校3校3学級10名、情緒・自閉症の特別支援学級が小学校6校9学級33名、中学校3校4学級16名の合計72名が特別支援学級に入級している。

(イ) 通級指導教室の設置・・・平成25年度から天神小学校で通級指導教室（くすのき学級）、平成30年度に内子中学校で通級指導室（スマイル学級）を開設。現在、小学校5校から児童20名、中学校2校から生徒15名が通級による指導を受けている。

(ウ) 生活指導員の配置・・・現在25名の生活指導員を小中学校へ配置し、学校生活を送る上での支援を行っている。支援員の質の向上が課題であり、年に2回～3回生活支援員を対象とした研修会を行

っている。

(エ) 学習サポーターが個別指導を行う「学び舎学習」・・・つまずきのある児童生徒へ学習サポーターが放課後に個別指導を行っている。今年度は小学校6校と中学校2校が実施予定。(週2回程度、60分～120分)

その他には、(オ) 学校単位での教員による個別指導、(カ) 特別支援教育コーディネーター、(キ) 特別支援教育アドバイザーを置いている。

ウ 発達自立支援センターの目的・設立について

(ア) 目的

成長・発達に不安のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという特別支援教育の視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、就学前から就労まで、子どもを取り巻く全ての関係機関(保育、教育、医療、保健福祉、労働関係等)と連携して適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

(イ) 設立までの流れ

平成28年度 内子町教育委員会 発達支援準備室

平成29年度 内子町教育委員会 発達支援相談室 設置

平成30年度 内子町発達支援センター 開設

令和2年度 こども支援課 発達・自立支援センター(主管課・名称変更)

※総合的かつ横断的に子育てを支援するため【こども支援課】を設立し移動。

(ウ) 令和6年度職員体制

所長(一般職)、公認心理士(1名)、保健師(1名)、会計年度任用職員(1名)

非常勤職員・・・公認心理士(2名)、言語聴覚士(1名)

元教諭(1名)、療育保育士(2名)の体制

エ インクルーシブ教育の取組について

(ア) 子どもたち個々が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・

達成感を持ちながら、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けるための環境整備。

○多様な学びの場（通級学級・特別支援学級・ふれあいルーム）

○学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・不登校）

○心理面・健康面の配慮（情緒傷害/感情のコントロール方法を指導、クールダウンする場所の提供）

○専門性のある指導体制の整備（各種相談員の配置）

スクールカウンセラー（拠点校：中学校3校に1名）

スクールソーシャルワーカー（教育委員会に1名）

ハートなんでも相談員（拠点校：小学校2名、中学校1校に各1名）

(イ) 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、早期からの教育相談や就学相談を行い、本人・保護者に十分な情報と学びの場を提供。

○教育支援委員会の開催や、一貫した支援の仕組みを構築し、戸別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を統一し、情報を校務支援システムで管理することで、継続的な支援を行う。

【委員の主な質問】

問) インクルーシブ教育の成果（メリット）と課題（デメリット）について

答) 成果としては発達・自立支援センターの設立により、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携体制が構築された。早期からの支援により、多様な学びの場の提供を行うことができた。また、課題としては小規模校ではない学校において、通常の学級を少人数とする体制や複数教員による指導等の実現が難しい。保護者の送迎が必須となっている通級指導教室において、保護者の送迎ができず、利用できていない児童生徒について、巡回指導の実現が難しい。

以上、総務文教常任委員会の行政視察調査報告とします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終決いたします。

○1番（高橋公時） 続きまして総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年9月10日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、教育長、学校教育課長

5 調査項目及び内容

(1) HPV ワクチン接種について

ア 公費負担期限前の接種状況（令和4年度～6年度接種実績）

令和4年度キャッチアップの対象者522名に対し154人29.5%の接種率となっている。令和5年度より2価4価ワクチン及び9価ワクチンが認可されたため、キャッチアップ対象者541人に対し124人22.9%の接種率です。令和6年度は4月から6月までだが、キャッチアップ対象者643人に対し20人3.11%の接種率である。

接種への勧奨として、令和4年度は令和5年1月下旬にキャッチアップ対象者へ個別通知文を約400人に送付。令和5年広報せら3月号に掲載。令和5年度は令和6年広報せら3月号に掲載。令和6年3月下旬にはキャッチアップ対象者へ個別通知文を約400人に送付。令和6年度は令和6年広報せら5月号に掲載。キャッチアップ対象者へ個別通知文を約400人に送付を行った。

イ 男性に対するワクチン接種の対応

広島県内で実施されている自治体はない。現段階では4価のワクチンは、男性でも認可されており東京で任意接種されている区もある。厚生労

働省より、今は特例対象者の接種を勧め、今後検討するとのこと。委員より「男性も受けなければならないものなのか」の問いに、そのウイルスを持っているのは男性である。男性との性交によりうつるケースが多い。さらに「なぜ世間で男性の接種が必要だという風潮が生まれてこないのか、世羅町がトップバッターを切ってはどうか」の問いに、現在、東京で行っている接種でも3回の接種が必要で、費用も5万から6万円かかるということなので結構な負担となる。世羅町でもそうした負担を研究しながら情報を仕入れて検討していきたいとの答弁があった。

(2) 災害関連死を防ぐための避難所・避難生活の環境整備について

ア 対応

一次避難所がバリアフリーとなっているうえ、多目的トイレが整備されており、全ての世代が利用しやすい環境となっている。和室と洋室が整備されており、体調不良者と分離して避難者を収容することが出来る。避難者へ提供する食事のほとんどがアレルギー対応のものである。防災センターには、プライベートテントを保管しており、周囲の視線を気にせず、授乳や女性が着替えるスペースを作ることができる他、段ボールトイレを配置し、個室空間で用便を行うことができる。フローリングでも横になれるアルミマットを常備しているほか、紙おむつ、液体ミルクや生理用品も常備しており、消毒液をはじめとした除菌用品も整備している。

イ 施策

避難所生活の長期化に備え、広島県と世羅町とで物品の共同調達に関する協定を締結。災害発生時の被災者支援を目的とし、県行政書士会と協定を締結。避難所を開設した際は、総務課の者で各避難所を巡回し、避難所へ配置した職員や自治センタースタッフと協議を行い、各避難所における問題点や要配慮者の有無などを把握し、関係部局へ情報提供や対応を要請する。受援計画を策定し、迅速で的確な支援に繋げ、復旧作業を効率的に進める。

(3) 中期財政計画について

ア 5年から10年の財政計画及び普通建設事業

令和3年度から令和10年度までの8年間の財政推計による普通建設事業費は、令和3年度26億2900万、令和4年度11億8900万、令和5年度22億1500万、令和6年度20億7100万、令和7年度15億8700万であり、令和8年度～令和10年度の3年間については、各年14億円と設定している。なお、令和3年度と4年度は決算値、令和5年度は9月補正時点のもの、令和6年度以降のものは令和5年9月時点の予算、過疎地域持続的発展計画などの計画の情報を基に推計している。ただし、過疎地域持続的発展計画は令和8年度以降が現時点では未策定である。

イ 5年から10年の定員適正化計画

令和2年度から6年度が、現在第4次の計画期間中である。本年度が最終の計画の段階であるため、次年度以降の適正化計画、それから定員をどのように管理していくかこれから検討し策定していく。令和7年度以降については、今後見込まれる職員の定年、採用等、平準化する形で計算を数字として載せている。次の第5次定員適正化計画に反映していく。

(4) 令和6年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

入札発注工事一覧表により、財政課1件、企画課1件、学校教育課4件の調査を行った。

(5) 学校制服の教育委員会の取組状況について

ア 小中学校制服の価格比較(小学校4校/中学校3校) 価格に含まれているもの

○男子 上着、ズボン(夏・冬)、シャツ(夏・冬) 5点

○女子 上着、スカート(夏・冬)、シャツ(夏・冬) 5点

※シャツの価格(夏・冬 各約2,000円～3,500円)

令和6年度及び令和7年度の小学校制服価格として(甲山小男子/R6年 22,190円 R7年 22,200円※シャツなし/女子 R6年 17,550円 R7年 変更なし)

し※シャツなし/せらひがし小男子/R 6年 30,600円 R 7年未定※メーカー連携中 値上げの見込み/女子 R 6年 25,410円 R 7年未定※メーカー連携中 値上げの見込み/世羅小男子 R 6年 35,460円 R 7年変更なし/女子令和 6年 28,680円 R 7年変更なし/せらにし小男子 R 6年 15,300円※長ズボン別、R 7年 16,680円長ズボン別/女子 R 6年 16,850円 R 7年 18,450円)。

令和 6年度及び令和 7年度の中学校制服価格として(甲山中男子/R 6年 49,300円 R 7年未定※メーカー連携中 値上げの見込み/女子 R 6年 51,900円 R 7年未定※メーカー連携中 値上げの見込み/世羅中男子 R 6年 66,190円 R 7年 59,950円/女子 R 6年 65,890円 R 7年 61,590円/世羅西中男子 R 6年 58,950円 R 7年 65,400円/女子 R 6年 60,540円 R 7年 67,220円)

イ 領収書の発行及び振込による支払いについて

教育委員会から各学校に対し、業者と連携をとるように指示。

委員から「業者の状況は」の問いに現在、4校は確認済み。3校と連絡がまだ取れていないが大丈夫であろうとの回答であった。

ウ 保護者の意見を聞く機会の設定について

教育委員会から各学校に対し、現行の制服について、保護者の意見を聞く機会を設けるように指示。委員から、「4小学校で全校統一、3中学校で全校統一すれば」の問いに町内統一した場合、ロット数が増え価格が下がる可能性があるという観点で校長会に説明をしている。全国的にもそういう事例があるので一つの方法として考えるよう説明をしている。1校1校、制服に対する考え、制服設定の経緯も考え保護者の意見を聞く機会についてはPTA本部会、会長副会長で話をしているが現行のものを中心に協議がされている。

(6) 世羅高校教育環境支援事業の成果について

ア 令和 6年度入学者数及び進学状況(補助金の効果検証)

入学者数は107人で、学科別の内訳は普通科64人、生活福祉課18人、農業経営課25人となっており、概ね5割～6割が普通科、4割～5割が

専門科という割合になっている。令和4年度82人と入学者が大幅に減少したが回復傾向にある。107人の出身中学校の割合については、町内出身の生徒が61人で町外出身の生徒が46人である。

町内3中学校の3年生の合計116人の内、53%の61人が世羅高校へ進学した。出身が町外中学校の生徒46人の内、近隣の久井・大和・上下・甲奴中学校の生徒が半分程度を占めている。委員から「環境支援事業による入学者数が増えたという支援事業との因果関係は」との問いに一番の課題と考えているのは町内中学生の半数程度しか世羅高校に入学していないことであり、支援金を活用した町外の中学校からの生徒募集にシフトしていかざるをえない状況にある。近隣の7中学校（町内3校含む）の2年生を招いて世羅高校の魅力をアピールする「学びピア」などを開催して世羅高校への入学者数増に向けた取り組みをしていると答弁があった。その他委員から「通学助成により世羅高校を選ぶ生徒がいるのか、ただ単に入学後の副産物としての効果しかないのでは」「通学助成をするなら町内の生徒全てに行うのが当然であり、町外の生徒に助成するのは本末転倒では」の問いに、今いただいた意見をしっかりと高校の方へも伝えて、頂戴した意見を今後の検討材料としたいと答弁があった。

(7) ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

ア 脳脊髄液漏出症は、平成28年より治療を受けるにあたり保険適用されているが「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わなければならない。しかし1割程度は、起立性頭痛を伴わない人がおり、治療が公平に受けられないという現状である。算定要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

イ ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、治療上の評価を改定すること。条件を盛り込むことにより保険適用可とする。

委員から「必要と思われる」「平等に受けられるべきである」等の意見が

出された。

採決の結果、賛成全員。提案者である松尾副委員長が発議者となり、賛成議員の連署で議会最終日に意見書を提出するよう決定した。

(8) 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成又は容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。しかし現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで自己同一性を喪失し苦痛を伴う。改姓を望まないと考え人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっている。提案者の松尾副委員長より「経団連が政策提言されたのは、ニュースなどで聞いていると思う。国連も差別だと指摘しており是正するよう言われている。」委員から「現状多様な社会の有り様からいうと必要と思う。」その他「国の議論が国民に伝わっていない。しっかり国で議論が行われるまでもう少し静観しても良いのでは。」等の意見が出た。

採決の結果、賛成多数。提案者である松尾副委員長が発議者となり、賛成議員の連署で議会最終日に意見書を提出するよう決定した。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) (2)の確認なのですが、1次避難所がバリアフリーとなっているうえとなっているところがあるのですが、これはすべての1次避難所に対する答えという理解でよろしいのでしょうか。それがまず1点と、(6)のところの通学助成に関する事、今後世羅高校の存続を考えた場合、近隣市町村から来ていただくというのは大変重要なことになると思うんですが、町外からの支援には意味がないというような意見だったと思うんです。こ

れに関してはどういった考えでそういったことになったのか、この2点、お願いします。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○1番（高橋公時） 最初の（2）の1次避難所がバリアフリーとなっているうえというのがすべての施設かという問いだったと思いますけれども、説明の中ですべての施設という説明はなかったと思いますので、全部がそれに対応しているかというのは協議の中に出てこなかったところであります。今、設定されている1次避難所の一覧がございますけれども、そういったところがたぶん概ねバリアフリーとなっているという説明だったかと思いますが、詳しい説明というのはいただけてないところであります。なかには整備されていないところが、一応基本的にはバリアフリーとなっているという説明をいただいたと思います。

それから2点目の世羅高校の環境整備支援事業について、通学助成をすることの意義というところでございますが、ご答弁したように、その生活助成があるから世羅高校に来ているという検証はできておるかという委員の問いに対しまして、実質その効果が現れてないというようなお話が中では繰り返されておりましたので、まず委員の皆様からありましたのは、高校を選ぶ際、通学助成があるからこの学校を選ぶという生徒というのは比較的非常に少ないと思います。委員はどのように捉えられているかわかりませんが、学校を選ぶ際、やはり自分が行きたい学校、これを一番に選んでいくというのが本来のことであり、先般、先ほどの行政視察報告でも行きました佐川町においても、私どもの町が取り組んでいるこの高校への助成に対してのこういった世羅町は助成をしているということをお話しましたら、その佐川町の回答はうちでは考えられないと。こんな助成をしたら町民に怒られると。それは税金を払っているのは町民の子ども達がたとえば勿論世羅高校に行く分にもお金を払う。町民の子どもたちがたとえば三原の高校、尾道の高校、ほかの高校に行く分についても町で税金を払っている子どもたちに対して助成を出すのが本来であり、今、世羅町さんがとっているのは本末転倒ではないかという意見が出たので、そういった意見が出たんだと思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 11時53分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第18 産業建設常任委員会報告を行います。産業建設常任委員長の報告を求めます。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 上本委員長。

最初に行政視察の報告からお願いします。

○3番（上本 剛） 令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

1 視察日時 令和6年7月9日（火）～7月10日（水）

2 視察場所

（1）滋賀県甲良町

（2）岡山県西粟倉村

3 出席委員 上羽場幸男、上本剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）

4 視察項目

(1) 滋賀県甲良町

ア 農事組合法人ファームかなや「地域内6次産業化の取組について」

イ 道の駅せせらぎの里こうら 「民間事業者による指定管理施設の運営状況について並びに6次産業化の取組」

(2) 岡山県西粟倉村

「脱炭素先行地域」環境モデル都市、バイオマス産業都市への取組

5 調査内容及び結果

(1) 滋賀県甲良町（令和6年7月9日（火））

滋賀県甲良町の概要

甲良町は琵琶湖の東部湖東平野に位置する、面積約14㎢のなだらかな扇状地であり、令和6年6月現在、人口6,463人、2,671世帯、令和6年度一般会計予算は約42億円の町である。

視察・調査内容

農事組合法人の6次産業への取組では、農家レストランは収益面では赤字となっているが法人全体として考えれば、女性の参画などで活気があると感じた。道の駅とのかかわりについては、ほぼ、予想した範囲である。また、道の駅については、完全に民間事業者が指定管理者となり積極的な運営をされており、売上げも順調に伸びている。道の駅を運営するだけでなく農産物の出荷者に対しても指導するなど先進的な取組もみられる。指定管理料も年間300万円と安価であると感じた。

ア 農事組合法人ファームかなや

（7月9日（火）午後1時00分～午後2時00分）

平成25年、組合員数60名、集積面積16.7haで農事組合法人ファームかなやを設立。現在は、組合員数68名、集積面積28.5ha。作付けは水稻、小麦、大豆を中心に園芸品目などである。平成26年2月に6次産業化総合化事業計画の認定を受け、自法人で生産している白大豆と黒大豆を加工し、現在も主力商品である「大豆餡・黒豆餡」を販売している。平成28年に地方創生拠点整備交付金事業を活用して、

甲良町が加工施設および農家レストランを整備し、ファームかなやがその運営を受託することになった。「おだいどこ野幸（やさち）」として、四季折々の野菜等を使った家庭の味を提供している。

(ア) 委員の主な質問

質問 6次産業化に取り組まれた経緯について

答え 女性が農業法人の活動に参加したこと、道の駅ができたことで加工品の販売ができるようになった。また、町から農家レストランの提案があったことで取組が進んだ。

イ 道の駅せせらぎの里こうら

(7月9日(火)午後2時30分～午後3時45分)

平成23年に農産物直売所としてプレオープンし平成24年、道の駅に認定され、平成25年に町営「道の駅せせらぎの里こうら」をオープンするが赤字経営となる。平成27年4月に指定管理者制度によりパシフィックコンサルタンツ(株)他のJVにより運営をしている。1期5年で現在2期目の指定管理期間中である。指定管理業務と自主事業としてテイクアウトピザ店、ドッグラン、地域事業者と連携した旅行商品・加工食品の共同開発、地域プロモーションも行っている。平成26年度の売上げは1億1000万円であったが、令和5年度は2億2500万円となっている。

(ア) 委員の主な質問

質問 どの主導で取組が生まれたか？

答え 道の駅の経営改善に関する共同研究を甲良町と行った。その後、指定管理を受託したが、道の駅を運営するだけでは売上げを伸ばす取組みも限界を感じていた。同時に地域の活性化につながらないと考えた。滋賀県内の道の駅は、ほぼ三セクで運営されているので、いきなり民営となると身構えられた。第1期の5年間で信頼を得たと考える。それがさまざまな事業展開につながっていると思う。

質問 指定管理料はどの位か

答え 甲良町から年間300万円

質問 指定管理期間 5 年で自主事業に投資されたものが回収できない
のではないかと

答え 5 年では回収できない。実際できていない。期間は長い方がよい。

(2) 岡山県西粟倉村 (7 月 10 日 (水) 午後 1 時 00 分～午後 3 時 30 分)

ア 西粟倉村の概要

西粟倉村は岡山県北東端に位置する面積 58 km²、人口約 1400 人、世帯数約 600 世帯の村。森林率が 93%で、主な産業は林業である。2013 年以降、環境モデル都市、バイオマス産業都市、SDGs 未来都市、脱炭素先行地域の認定を受けている。

イ 視察・調査内容

視察の目的である、脱炭素先行地域環境モデル都市、バイオマス産業都市について質問をした。その後、西粟倉村の取組の肝になっている小水力発電所を見学した。2つの発電所を村で所有しており、この売電収入が年間 1 億 2000 万円と見込んでいる。1つの発電所は村が 2004 年に譲渡を受けたもので、3 億 500 万円かけてリニューアルしている。もう 1つは、2021 年に総事業費 5 億 3000 万円で新設したものである。担当者の説明では、メンテナンス費用が少額で済み、50 年間は稼働できるとのこと。20 年間で約 24 億円の売電収入があり、税金以外での収入があることは、西粟倉村の脱炭素の取組の大きな原資となっていると自信満々に説明された。世羅町でも自前の水力発電所を整備されてはと、強く勧められた。

(ア) 委員からの主な質問

質問 本格稼働するまでの問題点、困難であったことは？

答え まず計画作りを、野村総研に参画してもらった。日当が数十万円必要であったが非常に力になってくれた。次は財源をどうするかが大きな問題であった。国の補助金を活用するがそれだけでは足りない、そこで、借金をするわけだが、ここで水力発電の売電収入が大きく貢献してくれた。

質問 林業収益はどのような形で得られているか。

答え 「百年の森林（もり）構想」に村をあげて取組んでいる。森林づくり、村づくりの根幹となるビジョンだ。最も大切なポイントは、「地域資源に付加価値をつけて経済を循環させる」ことである。村では、間伐材を加工し製品化できる環境を整え、生産から販売まで林業のサプライチェーンを構築、それでも活用できない残材は、バイオマスエネルギーへと変換する。その各工程において、地元出身者をはじめ移住者によるローカルベンチャーの力を採用し、行政、林業事業体、村民、移住者が一つになって、森林を未来に受け継ぐ体制を実現している。

木材を販売してこの事業を回しているが、村から持ち出しが3千万円ほどある。しかし、40社の事業者が出来て、若い人が定住してくれる。林業の事業売上が20億円ぐらいになっている。村には法人税、固定資産税、住民税が入ってくるので全体で見れば良いと考えている。

質問 地域おこし協力隊について？

答え 年間40人ほど活動している。そのうち約半数の人が残ってくれる。人口当たりの受け入れ人数は、日本でトップではなかろうか。応募者自身がやりたいこと、自治体がやってほしい、企業がやってほしい、そのようなことを考えて募集している。林業関係が主だったが今では福祉、教育、コンサル、クリエイティブなど様々だ。

（3）まとめ

今回の産業建設常任委員会の行政視察は、2つの町村へお世話になったが、いずれも世羅町の半分以下の人口規模にもかかわらず、取組に、しっかりとした理念を持ち、結果を出す方法を考え抜いていると感じた。とても有意義な視察になったことを報告します。

以上、産業建設常任委員会の行政視察調査報告とします。

○議長（米重典子） 次に所管事務調査の報告をお願いします。

○3番（上本 剛） 令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 9 月 11 日（水） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上本 剛、久保正道、向谷伸二、徳光義昭、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容
 - (1) 現地調査
 - ア サテライトオフィス誘致（お試しオフィス）事業
（大字別迫 世羅の宿ひがし）

(ア) 施設及び利用状況

令和 5 年 2 月に完成し、同年 4 月から運営を開始している。総事業費 11,232,379 円、内訳として、設計管理費 968,000 円、工事費 7,879,300 円（タイルカーペット化、壁面塗装、照明 LED 化、インターネット環境整備）、備品購入費 2,385,079 円（テーブル、イス、ディスプレイ、机、プリンター等）である。

お試しオフィスの利用件数等では、令和 6 年度 4 月（2 件、3 人）、5 月（1 件、1 人）、6 月（1 件、3 人）、7 月（3 件、51 人）と 4 か月間での利用は 7 件、58 人である。この他に施設見学 7 件、17 人である。この中には視察受入れ 2 件 3 人が含まれている。

委員からは、東京等から何も来ないのに来られない。下調べをされて来られる。選ばれることと来られて残念に思われないようにしないと利用

者伸びない。また、東京と同じような部屋では選ばれないのではないかと
といった意見が出された。

(2) 観光振興基本計画について

ア 環境整備の取組状況

案内看板の維持管理は世羅町観光協会が対応している。案内看板周辺の
草木が繁茂した際には、世羅町観光協会が必要に応じて除去作業を行って
いる。

また、道路環境の整備は、広島県東部建設事務所や建設課が必要に応じ
て、草刈りや剪定作業を実施している。

イ 民間事業者との連携及び支援状況

支援事業では、観光イベント等支援事業・せら夢公園活性化事業など申請
済み

14件、5,465,844円と報告を受けた。

行政と民間観光事業者との連携による取組として、シャレオイベント（県
内花観光PR）5月11日（土）に、広島紙屋町地下街シャレオ内のブース
を町で借りて、町主催の花観光PRイベントを初開催したと説明を受けた。
修学旅行に関連する受入コンテンツ化推進事業では、広島平和公園や平和記
念資料館、原爆ドームを訪問する前に、世羅町内の花観光農園で、献花用の
花を制作したり、ワイナリー見学や修善院での座禅体験などが考えられてい
ると説明を受けた。委員からは、「やっと本当の観光事業と言える形がでて
きた、これからも連携をしっかりとっていただきたい」と意見が出た。

(3) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 6月24日以降の臭気指数の状況と今後の対応について

臭気指数の状況は、6月24日の勧告措置期限後、2回の臭気測定を実施
7月5日の測定では4地点とも規制基準値内という結果で8月2日の測定
では第4牧場を除く3地点で規制基準値15を超過する結果となった。なお、
第3牧場の豚の再搬入は7月25日から開始しており。また、第3牧場の8
月31日時点の飼養頭数は母豚300頭、子豚700頭の計1000頭である。

第3牧場につきましては、直近の臭気指数が規制基準値を超過しているが、

測定時に立会した地元公害対策委員会役員の方も町職員も臭気を感じておらず。したがって、臭気測定及び町職員による臭気実態調査の実施及び地元公害対策委員会役員との情報連携を図りながら、臭気の監視を継続していく考えである。

説明会を開催した際、主な意見として、「何十年かぶりに網戸で過ごすことができた。この状態の継続を。」「昔に戻ったみたい。」といった内容があり、地域では臭いがほとんどしないという報告を受けた。

委員からは、6000頭以上は第3牧場には入れないようにとの意見に、事業者も基本的に6000頭を下回る形で運営していきたい考えであり、町としても、それを維持し、可能であればより頭数削減を図っていただきたい考えであるとの回答があった。

(4) ごみ出しサポート収集事業の運営状況について

ア 利用者数の推移と課題

現在、20世帯、25の方が利用されており、毎週水曜日にごみの収集を行っている。各世帯の生活状況によりごみの量が異なるため、申請に応じて、収集は毎週、月3回、あるいは月1回といった希望に合わせた形で行っている。これに加えて、収集日にごみが出されていない場合の声掛けを、14世帯のうち、6世帯が希望しており、それに対応している。

課題としては、分別されていないごみが出されることがあるため、正しいごみの分別方法について指導が必要である。基本的には、収集員が訪問時に指導するが、複数回にわたって分別がなされていない場合など、必要に応じて職員が電話で指導を行うこともあると説明を受けた。

(5) 橋梁点検の結果と修繕計画について

平成27年度から令和5年度までに、19橋の補修工事を実施した。早期に措置が必要な橋を優先し、重要度の高い路線の道路橋を補修してきた。

令和6年度の補修予定としては、久保田橋、中央橋、中山田橋、定金2号橋、榎橋、奈良之木橋の6橋の補修設計が完了している。

また堂免橋、中組上1号橋、大吉橋、福井橋、金光橋、政兼橋、中徳市1号橋、瀬戸川橋、森崎橋の9橋が補修工事を実施予定。

予定通り補修工事を終われば2巡目点検結果の28橋のうち6橋が済んで

おり、今年度9橋が更に補修済となり残りが13橋となる予定である。

(6) 令和6年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について
発注予定一覧により、建設課3件、産業振興課3件、上下水道課3件の調査を行った。

(7) 森林整備計画の進捗状況について

ア 荒廃している森林整備の考え

森林の整備については、森林整備計画の基本方針に基づき、森林の多面的機能を発揮させるために、ひろしまの森づくり県民税を財源とする「ひろしまの森づくり事業」と、森林環境譲与税を財源とする「森林経営管理事業」の2つの事業を中心に取組んでいる。

ひろしまのもりづくり事業の取組み方は、基本的には町と森林組合等と連携し、地域に出向いて内容説明をし、事業実施ということになれば、県に要望を提出し、計画策定をするようになる。町と森林組合と地元の3者で事業を取組む。

(8) 国営農地開発事業について

負担金滞納繰越分の納入状況

資料により各農家の償還状況と償還計画による年度末の未償還総額が示された。

委員からは、少額の返済で多年にわたる返済になるが大丈夫かとの質問に、季節ごとに売上が異なる農家があるため年間の収入が均等に月割りされていない。そのため、前半に少額となる農家があるという説明を受けた。最長10年間の計画であるが、毎年の経営状況を見ながら、10年に固執せず、前倒しで償還できる場合は償還計画の見直しも促しながら、早期の完納を目指していく。

(9) 今後の営農ビジョンについて

集落法人間連携の進捗状況と今後の課題

資料に基づき、グリーンファームせらの水稻は既存の各法人が担い、園芸品目をグリーンファームが行う、いわゆる「2階建て方式」を目指した取組

や、おぐにフィールドの農機具の共同購入や利用によるコスト削減の取組、その他、鶏糞を活用したブランド米として全農ブランドである「3R米」の取組事例について、連携が行われていることの説明を受けた。課題として、担い手の高齢化や不足に対する抜本的な対策はまだ十分に取られておらず、日常の畦畔管理や水管理が困難になりつつある。また、法人が基本的に各集落ごとに組織されているため、法人ごとの地域特性の違いから、連携した取組が難しくなる場合があると説明を受けた。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第19 議会広報広聴常任委員会報告を行います。議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 藤井委員長。最初に行政視察の報告からお願いします。

○7番（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会行政視察調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和6年7月25日（木）～7月26日（金）
- 2 視察場所 （1）三重県東員町役場
（2）奈良県王寺町役場
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田睦浩、（米重議長）
- 4 視察項目 （1）町民に分かりやすい議会だよりづくりについて
（2）議会だよりの紙面構成のリニューアルについて
- 5 調査内容及び結果

(1) 三重県東員町役場（7月25日（木）午後1時～）

東員町の広報広聴常任委員会は、議員定数14人、その中から6人の委員が議会だよりの編集に携わり、委員の任期は2年（令和2年3月の改選後）となっている。

世羅町議会の議会だよりの編集に当たり、東員町の取組んでいる「町民が読みやすい、わかりやすい、そして親しみやすい広報誌」の編集方針を学ぶため、視察先として選定した。

ア 議会だよりの概要

発行回数は年4回、発行部数は9900部程度、A4判フルカラー（令和3年10月号から）、予算額は約200万円、校了までの期間は定例会閉会后から15日程度、発行までに要する委員会時間は約40時間前後。

イ 広報誌づくりの流れ

(ア) 正副委員長の事前打ち合わせにより、掲載記事、レイアウト、ページ数、委員会日程などを事前検討する。

(イ) 定例会開会日に第1回委員会を開始し、正副委員長の事前打ち合わせの内容を確認及び担当者の決定。一般質問終了後、一般質問者の原稿を読み合わせ及び執行部にもチェックを依頼並びに、投稿原稿の読み合わせ修正等及び、特集ページの取材を行う。

(ウ) 正副委員長がゲラの最終確認を行い校了。定例会閉会后の翌月第1金曜日発行となっている。

ウ 編集方針

(ア) 町民が読みやすい、わかりやすい、そして親しみやすい広報をめざす。

(イ) 改善を重ねて良い広報誌をめざす。

(ウ) 議会内での意見の対立を決して持ち込まない。

(エ) 委員各自の意見や考えを尊重し、かつ、冗談が言えるような委員会づくりをめざす。

※つまり、自分の主張を押し通すのではなく、お互いの意見を理解し合い、加えて、自分磨きをする時間と捉える。

※結果、委員各自の思いの込めた広報づくりができる。

エ 編集のコンセプト

- (ア) 読みやすい広報づくり…目に留まるレイアウト、読みたくなる見出し、サブタイトル
- (イ) わかりやすい広報づくり…分かりやすい言葉で、簡潔な文章に
- (ウ) 親しみやすい広報づくり…住民目線の話題

オ 重点を置いているポイント

- (ア) 徹底した住民目線（女性・若者・子ども・高齢者）で、分かりやすく細部まで神経の行き届いた編集をする。
- (イ) 掲載記事を取捨選択する。
 - ・ 町民が知りたいこと、町民が知っておくべきこと
 - ・ 議会が知らせるべきこと、議会が知らせたいこと
- (ウ) 編集のポイントは、委員全員で読み合せ修正し、読み手に伝わる文章に仕上げる。
 - ・ 読みたくなるようなフレーズの文言を絞り出す
 - ・ 写真とキャプションは読む気を誘う重要なツール、手を抜かない

カ まとめ

東員町議会広報広聴常任委員会の議会だより編集作業は、我が町の議会だより編集作業と大きくは変わらなかったが、事務局職員が編集に加わっていること、編集内容を執行部がチェックしていることなどが異なっていた。

参考になる点は、一般質問は1ページ2人、4段構成で行間が広い。写真の活用と注意をひくキャプション又、ビフォー・アフター写真で分かりやすく説明。議会クイズに寄せられた意見や感想は、読者の声で掲載している。

特集ページの取材では、広聴レポートにまとめ、アンケートの内容や取材相手のコメントなど、住民目線での取組みを行っており、参考にしたい。

(2) 奈良県王寺町役場（7月26日（金）午前9時30分～）

王寺町の議会広報編集委員会は、議員定数12人、その中から6人の委員が議会だよりの編集に携わっている。

世羅町議会の議会だよりの編集に当たり、王寺町の議会だよりのリニューアルを調査・参考とするため、編集方針を学ぶ視察先として選定した。

ア リニューアルの理由

令和5年の町議会選挙後、議長を始め議員の皆さんから、「読んでもらえる議会広報誌に改善したい。」との相談を受けた議会事務局は、これまでの紙面から脱却するため、コンセプトは「あなたと議会をつなぐガイドブック」。ターゲットは20～40代の女性とした議会事務局の編集方針案を議会広報編集委員会に提案し、承認を受け議会・行政双方の合意のもと、リニューアルに着手している。このリニューアルを行政視察調査した。

イ 編集方針

(ア) 町民の参加…まちの皆さんが紙面に登場。重要な案件では、議会と町民それぞれの視点を掲載し、声を「見える化」する。

(イ) 脱報告書…全ての審議結果を均等に掲載するのではなく、町民の関心が高いと思われる議案等の審議過程が分かるように優先順位・メリハリをつけて掲載する。

議員の人柄が分かるよう、全員のコメントを掲載する。難しいことをやさしく、やさしいことを深く、深いことを面白く伝える。そのために行政用語や議会用語は言い換えるか、解説を付ける。

(ウ) 読みやすいレイアウト…キャッチーな表紙、議会を身近に感じてもらう巻頭企画、整理された情報、近所の人々が載っている親近感で表紙を構成。余白を生み出し、誰もが読みやすいユニバーサルデザインのレイアウトを心がける。

(エ) 文字を少なく写真を多く…文字量が多ければ多いほど読み手はストレスを感じて読まない。情報量が多い案件等はQRコードを活用し、町公式サイトへ誘導する。見出しは大きく簡潔に。文章は極力スリム化を図る。

読み手を第一に考え、記事は簡潔で柔らかい表現にし、文体を統一する。

ウ 町の広報誌が変わったら（リニューアル後の反響）

(ア) 情報を見つけやすくなり、目にも優しく何度も開いて読みたくなる紙面。

(イ) 議会だよりとは思えないほど、すごく親しみやすくなりました。町民に寄り添った広報の取組みが素晴らしい。

(ウ) 正直、議員の皆さんが何をしているのか知らなかったし、興味が無かったのですが、今後の動きを知りたくなりました。

(エ) 新聞みたいに冗長な印象で読みにくかったです。一言で言うと「ぐっと読みやすくなった。」に尽きます。

エ まとめ

(ア) 王寺町議会広報編集委員会の議会だよりリニューアルは、行政側の広報担当者の議会事務局への人事異動により、議会だよりの編集に手腕を発揮され、リニューアルがスムーズに行われていた。ユニバーサルデザイン（UD）、インデザイン、アドビクリエイティブクラウドなど、専門知識の習得が編集を容易にできると言われた。

(イ) 「議会ってなんだ?」「町議会の1年の流れ」「あなたと議会をつなぐガイドブックへ」など、リニューアルを機会に、当たり前だと認識していたことを分かりやすく解説し、議会への理解を高めていた。

(ウ) 参考になる点は、一般質問では1ページ2人、縦の流し込みから、横書きへの変更、文字数をそのままにフォントサイズを小さくし、UDフォントに切り替えた上で、余白と行間を整えているので、クレームは無かった。

(エ) 一般質問を除いては、「です、ます調」の優しい表現に変える。

(オ) 裏表紙では、次の議会日程や傍聴の方法の掲示。また、議会をより身近に感じてもらう為に、本会議のネット中継や議会広報のWEBアンケートの実施を検討する必要がある。

(3) まとめ

2つの町の議会だよりの編集方法を視察調査した。議会広報という名前の硬さからの手に取って読んで頂ける「紙面構成」と「内容の分かりやすさ」を心がけたが、両町を訪ね、議会広報誌の役割を再認識することとなった。

より親しみやすい、町民に寄り添った広報編集を行う必要性を強く感じた視察研修となった。今回の研修の成果を是非とも、我が町の議会広報誌のリニューアルに活かした挑戦をしてもらいたい。

以上、議会広報広聴常任委員会の行政視察調査報告とします。

○議長(米重典子) 次に所管事務調査の報告をお願いします。

○7番(藤井照憲) 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 9 月 12 日（木） 午後 1 時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田睦浩（米重議長）
- 4 参考人 若手農業者ネットワーク会長 東 祐樹
- 5 調査項目及び内容

(1) 令和 5 年度の第 3 回議会報告会・意見交換会意見を集約した提言書の取りまとめ

ア 提言書（案）の審議

令和 5 年度最後の第 3 回目の議会報告会・意見交換会は、「若手農業者ネットワーク」会員の皆様と行き、若い農業経営者から多岐にわたる意見を聴くことができた。委員から、この貴重な意見を町の農業振興に関する「提言書」に取りまとめてはどうかという意見が出たので、ワークショップで出された意見を基に提言書(案)を作成し、案に対する委員の意見を取りまとめ、若手農業者ネットワーク会員の参加者の皆様にも原案に対する意見を照会した。

本委員会では、若手農業者ネットワーク代表の東様を参考人として出席を頂き、提言書(案)及び町の農業振興策について意見交換を行った。東様からは、「この夏の猛暑は、キャベツやブロッコリーの苗を植えては水やりの連続であった。法人の水稻栽培では、良いお米が取れ、米価も上がりようやく再生産価格に近付いたと思う。また、提言書に関しては、前回の意見交換会の時にも様々な意見が出た。それをいろいろ拾い上げて頂いている。いい形になっていると思う。」と話された。

委員からの主な意見交換は、「夫婦 2 人の労力では大変では。個人・法人の農家のネットワークは作れないのか。都市部から人を呼込む条件は何か。法人から若手としての期待は。集落の環境維持への取組は。鳥獣被害は。廃棄農作物への対応は。」など、多くの質問が出された。

これらの質問に対して、東様からは、「法人化を目指す考えもあったが、私のような個人農家の戸数を増やしたい思いでやっているが、経営面積は今の

3.5h a が限界だと思っている。ネットワークでは、他の農家でキャベツをやりたい話があり、栽培ノウハウ、栽培方法など提供している。同じ栽培方法で作るキャベツ農家が3戸位できており、メインの販路には他の農家で作ったキャベツを乗せて、ロットを確保している。

移住への意見では、農地と住居をセットで用意して欲しい。若手としての期待は、法人も農地を維持したいが、組合員の減少や高齢化では、大きな法人との連携や作業委託を考える必要がある。

集落の維持では、条件の悪いところは、切り捨てていく農地が増えると思う。鳥獣被害のメインは鹿で、大きな被害を受けている。廃棄野菜はある程度は飲食店に行くが、手間を考えると鋤き込んでいる。」と話された。

東様からの意見を提言書提出時に申し添えることとし、提言書(案)に対する異議は無く、原案のとおり成立した。

議長へ提出すると共に、町長に対して提言書を提出することを決定した。

提言書の内容は、つぎのとおり。

世羅町で農業をする上での方向性に係る提言書

世羅町の農業は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化に伴う生産環境の変化、スマート農業技術の進展など、急速な環境変化への対応が求められています。

特に、農家の高齢化や担い手不足への対応、コメ需要の大幅な減少、食の多様化など、農業・農村を取巻く環境はより一層厳しさを増しています。

また、若手農業者の生き残りをかけた経営戦略には、所得の向上、担い手育成、産地力強化などを柱とする持続可能な農業の実現が待ったなしの状況となっています。

このため、次の施策を早期に実施し、若手農業者の夢を実現させると共に、町内外を問わず世羅町で農業に従事する担い手の確保が実現するよう、着実な実施を求めるものであります。

I 世羅町で農業に従事する上での課題への対応

1 労働力の確保

農繁期や草刈りなどの重労働から、農業に魅力を感じない若者などに対して、農業の担い手として、新規就農前及び就農後を通して、育成及び支援を一体的に行う制度が必要である。

また、担い手育成に伴う担い手同士の交流及び経営計画や農業技術指導の支援による生産基盤の確保が重要である。

2 農地の確保

担い手となる経営者への農地の集積を進めると共に、園芸作物への転換が容易な圃場整備による生産地の拡大が必要である。

新たな挑戦（作物）が可能な生産指導や研修の実施も求められている。

3 経営資金の確保

生産体制の確立を図るためには、機械の導入や施設整備に多額の資金を必要とする。この経営資金への支援が不可欠であり、新規就農者に対しては、育成支援が重要である。

また、補助金を活用した場合、次の補助金まで期間が長いため、つなぎの補助制度が求められている。

一方では、生産資材の高騰が経営を苦しめており、物価高騰への支援も必要である。

4 鳥獣害対策

猪や鹿による農作物の被害は、生産意欲を減退させ、新たな被害防止への侵入防止柵などの投資が必要となるため、捕獲体制の強化が必要である。

II 世羅町における若手農業者の「夢」実現への対応

1 担い手の増

若者や女性に農業の魅力発信を行い、町の育成支援の見える化を図ると共に、農業体験などにより、農業を通じた関係人口を増やし、農業への理解を深める必要がある。

スマート農業の導入や実用化モデルの実施により、近代的な農業体験と若い就農者を呼込む新たな農業展開を図る必要がある。

2 産地化づくり

農業のスローガンを定め、統一的な生産体制を確立し、世羅ブランドとして有利な販売を図ると共に、生産コストの低減や省力化を進め、収益の向上を図る必要がある。

3 地域及び集落法人との連携

農業機械や労働力の集落法人との連携を進めると共に、個人農家・兼業農家・新規就農者への拡大を図り、生産性の高い農業基盤を支援するネットワークを形成し、効率的かつ効果的な営農体制を整備する必要がある。

4 儲かる農業の育成

地域の実情に合った高収益作物への転換及び栽培技術並びに経営指導を行う必要がある。

観光などの交流人口の増大と商品販売の強化などを通じて、農業所得の向上を図る必要がある。

以上、世羅町で農業をする上での方向性に係る提言書とする。

イ 行政視察の成果の活用について

委員会では、現行の「議会だより」をより親しまれ、分かりやすく、読みやすく、読んで頂ける広報誌を目指している。このため、先進的な取組を調査し、当該「議会だより」のリニューアルを図ることとしております。

今回の調査から、取入れたい編集方法や内容、ページバランスなど、各委員が取入れたい項目をランダムに出し合った。

その中から、①写真重視でコンパクトに、②各議員の質問1問だけ・1ページ2人掲載、③パブリッシャーフォーマットで編集、④王寺町にアドバイスを求める、⑤左開きに変更、⑥住民の声を聞くコーナーを設ける、これらの意見を基に第80号からリニューアルして発行することを次期体制に引継ぐこととした。

ウ 「議会だより せら」第79号について

正副委員長からの編集担当（案）について協議し、編集担当及び決算審査を中心に、全24ページにすることを決定しました。

(2) その他

閉会中の委員会は、9月24日から30日の午前9時に開会することといたしました。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第 20 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 山田委員長。

○11 番（山田睦浩） 令和 6 年 9 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 9 月 12 日（水） 午前 11 時 15 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上本剛、矢山 武、
向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、
（米重議長）

4 調査事項

（1）会議規則の改正について

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 26 日に成立し、同年 5 月 8 日に公布されたため、全国町村議会議長会で標準町村議会会議規則、及び標準町村議会委員会条例の一部が改正された。それに伴い、世羅町議会会議規則の一部改正が必要となり、9 月 20 日の本会議に提案することとした。

（2）委員会条例の改正について

全国町村議会議長会では、令和 4 年 2 月 8 日に新型コロナウイルス感染症やその他の重大な感染症の蔓延、又は大規模災害等の発生等により委員会を開会することが困難な場合の特例として、オンライン開催する場合の委員会条例が示されたことを受けて、6 月定例会にて改正案を提示していた。今回の委員会において、再度文言等の確認を行い、9 月 20 日の本会議に提案することとした。

（3）世羅町議会議員政治倫理規程の見直しについて

6月定例会で指摘のあった文言について確認をし、整理を行った。改正案については9月20日付で施行することとした。

(4) 議員報酬の見直しの経過報告について

世羅町特別職報酬等審議会条例の規定により、諮問先の審議会の委員については、町長が選任することとなっており、現在委員の選任が行われているが10月に選挙を控えていることから審議会は11月以降の開催となることを確認した。

(5) 議会申し合わせについて

運用実態に合わせて申し合わせについて文言整理を行い、決定した。

(6) 議会改革の取組みと成果について

主なものとして、議会でのデジタル化を推進し、オンライン研修などが円滑に進められるようタブレットを導入、長期欠席議員等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定、一般質問の録画 YouTube 配信の導入など。

(7) 今後の課題について

本会議、予算・決算審査特別委員会に加えて、各常任委員会のケーブルテレビ放送をしてはどうか。また、予算・決算審査特別委員会の YouTube 配信を導入してはどうかなどの意見が出された。これらの意見は、次期の議会へ引き継ぐことが確認された。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第21 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を求めます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 松尾委員長。

○8番（松尾陽子） 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告をいたします。

令和6年9月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

学校給食センター整備運営調査特別委員会
委員長 松尾 陽子

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告し

ます。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和6年9月12日(木)午前9時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、
田原賢司、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、(米重議長)
- 4 説明員 町長、副町長、子育て支援課長、産業振興課長
教育長、学校教育課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 工事進捗状況及び今後の工事概要について

6月より鉄骨建て方を開始し、柱脚のグラウトモルタル充填、1階の腰壁コンクリート打設、2階の床コンクリート打設、屋根工事などを完了し、内装工事の基盤が完了した。

施設関連工事として、天井内の設備機器の設置、配管配線及びダクト工事などが進められている。8月末の進捗率は69.0%で、予定よりも若干遅れている状況である。

8月23日に中間検査を実施している。

(2) 工事監理状況について

工程会議を毎月第2・第4金曜日に実施し、工事状況の説明を受けている。

副町長も参加してコンクリート打設などの状況確認や、抜き打ちの材料検収も行い、工程の節目節目で現地確認を行っている。

委員からは、設計などの大きな変更や手直しはなかったのか、との質問があった。

大規模な変更は発生していない。また、手戻り、壊したというところも発生していない。現場確認写真の添付があるが、日付もなく、巻き尺を当てた写真もないが、しっかりとした監理が必要ではないかとの意見があった。

現状の電子的な保存と、変更修正がきかない部分(アナログ)を合わせてしっかり取組んでまいりたいとの答弁があった。

(3) 「世羅町らしい」給食の提供の進捗状況について

来年度の給食で使う米については、循環型農業法人から納入していただく方針である。

理由として、世羅町のどこで生産されたかということが明確であること、農薬や異物の不安が少なく「安心・安全」であること、安定的に納入できることなどがあげられた。現在具体的な条件、仕様について詰めているところである。30 kgあたり 11,800 円程度にしたいとの提案（精米、輸送、袋詰め費用を含む）があった。

食育についての方針に変更は特になく、タスキをつなぐ世羅の食育として、お米も含め生産者の顔が見えるような取組を行っていく。

委員からは、ハーベストネクスト㈱との運営協議についてと循環型農業法人に依頼した経緯について質問があった。

食材の発注・献立などについては、町が担うこととしている。運営会社と連携が必要なことは、運営会議で調整しながら進める。維持管理（調理、配送、施設の維持管理）については、日建設計総合研究所と連携して管理していきたい。

循環型農業法人に依頼することになった経緯については、4月からスタートして1～2年は、安定的な供給という面を考えて、まずは循環型農業法人に提案させていただいた。その後については、広く募っていくことも視野に入れているとの答弁があった。

また、給食センターの職員についても質問があった。

現在は、学校給食センターについては、会計年度任用職員が23名。保育所には、会計年度任用職員が5名、時間パート職員が6名である。新しい学校給食センターでの雇用については、現在面談中で、何名かは働くことが難しいと言われている。

さらに、他の食材についても地産地消に取り組んでいくのであれば、食材調達の組織が必要ではないかとの意見には、組織で安定的に食材を仕入れていくという考えは必要と思うので、これから研究していく。

可能な限り安全安心な食材を使い、これから世羅町産のものを増やしていくとの答弁があった。

以上、学校給食センター整備運営調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第3回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 14時03分